

6月14日（第2日）

6月14日（金）第2日 午前10時00分開議

出席議員

1番	花野伸二	2番	浜先秀二
3番	上松英邦	4番	吉野伸康
5番	山本秀男	6番	大石秀昭
7番	片平司	9番	野崎剛睦
10番	林久光	11番	住岡淳一
12番	山根啓志	13番	登地靖徳
14番	浜西金満	15番	山本一也
16番	新家勇二	17番	山木信勝
18番	扇谷照義	19番	胡子雅信
20番	上田正		

欠席議員

8番 沖元大洋

本会議に説明のため出席した者の職氏名

市長	田中 達美	副市長	正井 嘉明
教育長	塚田 秀也	総務部長	土手 三生
市民生活部長	浜村 晴司	福祉保健部長	川地 俊二
産業部長	沼田 英士	土木建築部長	箱田 伸洋
会計管理者	久保 和秀	教育次長	横手 重男
消防長	岡野 数正	企業局長	川尻 博文
総務課長	峰崎 竜昌	財政課長	島津 慎二
企画振興課長	亀田 浩司		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	今宮 正志
議会事務局次長	平井 和則

議事日程

日程第1	一般質問	
日程第2	報告第2号	専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）
日程第3	報告第3号	専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）
日程第4	報告第4号	専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）
日程第5	報告第5号	平成24年度江田島市一般会計予算の繰越明許費に関

		する報告について
日程第 6	報告第 6 号	平成 2 4 年度江田島市下水道事業会計予算の繰越に関する報告について
日程第 7	承認第 1 号	専決処分の報告と承認について（江田島市税条例の一部を改正する条例）
日程第 8	承認第 2 号	専決処分の報告と承認について（江田島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
日程第 9	議案第 4 8 号	江田島市手数料条例の一部を改正する条例案について
日程第 1 0	議案第 4 9 号	江田島市分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例案について
日程第 1 1	議案第 5 0 号	江田島市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例案について
日程第 1 2	議案第 5 1 号	江田島市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について
日程第 1 3	議案第 5 2 号	市長の附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例案について
日程第 1 4	議案第 5 3 号	江田島市体育施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案について
日程第 1 5	議案第 5 4 号	市有財産の無償譲渡について
日程第 1 6	議案第 5 5 号	平成 2 5 年度江田島市一般会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 7	議案第 5 6 号	平成 2 5 年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 8	議案第 5 7 号	一般職の職員の給与の特例に関する条例案について
日程第 1 9	議案第 5 8 号	特別職の職員等の給与の特例に関する条例案について

開会（開議） 午前10時00分

○議長（上田 正君） おはようございます。

昨日に続いて、きょう二日目の本会議を行います。

ただいまの出席議員は19名です。

沖元大洋議員から欠席の連絡が入っております。

定手数に達しておりますので、ただいまから平成25年第2回江田島市議会定例会2日目を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議員日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程第1 一般質問

○議長（上田 正君） 日程第1、「一般質問」を行います。

その前にお願いを申し上げます。

類似した質問要旨は、議事進行の観点から質問者及び答弁者ともに重複をできるだけ避けていただき、簡潔にお願いしたいと思います。

それでは、順次一般質問を行なっていただきます。

7番 片平 司議員。

○7番（片平 司君） おはようございます。

傍聴者の方には、昨日に続き、傍聴御苦労さんでございませぬ。

それでは、7番議員、通告に従いまして、質問に入ります。

まず第1点目、病児保育について。

2月議会一般質問が時間切れとなり、今回改めて質問をいたします。

安倍首相は、成長戦略の中核は、女性の活躍だと明言しています。人材育成、人材活用、人材移動こそが、潜在成長率を高めるための王道であると女性活躍の環境整備の具体策が講じられています。

女性が働きやすい環境を実現し、少子化対策と両立させなくてはなりません。

病児保育は重要な環境整備であります。

少子高齢化に伴う労働力人口の減少に歯止めをかけることにもなり、本市の税収入増にもなります。

病児保育実施を求めます。

続いて2点目ですが、医療と介護の連携について。

社会保障税の一体改革の第一歩と位置づけ、厚労省が2010年に出し、2025年までに地域包括ケアシステム確立を目指した政策を強力に進めています。

医療と介護、生活支援と介護予防などのサービスの提供体制です。

地域という枠組みの中で、医療、介護間の機能分化、分担の明確化による効率的なサービス提供の促進、連携強化による切れ目のないサービスの提供です。

そして、利用者の生活の質の向上を目指した制度改革となっておりますが、会計の大きな柱は、医療から介護へ、施設から在宅への名のもとで、病院や施設から高齢者を締め出すことが狙いです。

医療や介護費の削減、抑制方針で病院を機能別に分類をし、入院日数等による診療報酬改正をし、長期入院ができなくなっています。

本市の高齢化率は、約38%。一人暮らしが夫婦だけの高齢者が増し、核家族化も進んでおり、生活上大きな問題となっております。

だれでもが年をとり、体が弱り、病気にもなります。

90日入院後の生活場所に大きな不安が寄せられています。

医療と介護の連携の現状はどうか、今後の対策をお尋ねします。

以上2点、よろしく願いをいたします。

○議長（上田 正君） 田中市長。

○市長（田中達美君） 改めまして、おはようございます。

昨日に引き続いての定例会2日目でございますが、大変御苦労さまでございます。

また、傍聴に来られた方も朝早くから来ていただきまして、大変ありがとうございます。

心からお礼を申し上げます。

それでは、お答えいたします。

まず、病児保育についての御質問でございますが、女性が働き続けるために必要な施策の一つというように認識しております。

しかし、病児保育については、既に通園中の児童が病気になって、集団保育を受けることが困難な場合に、一時的に預かる事業であり、利用者が限定されております。

実施に当たっては、受け入れ施設の整備や医療機関との連携等、多くの課題があります。

そのために、今年度、病児保育だけではなく、子育て世代を対象とした「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」を実施したいと思っております。

この結果を基に、子育てと仕事を両立するための環境整備等、保育のあり方を検討し、子育て世代の方々が必要としているサービスを拡充してまいりたいと考えております。

次に、医療と介護の連携についての御質問にお答えいたします。

その現状としましては、当事者及び地域の実情を踏まえ、そのニーズに応じて、各医療機関において、医療・介護の連携を図り、退院後の在宅介護等について打ち合わせを行っています。

現在、医療・介護連携の課題を把握するため、本年6月1日から8月31日までの3か月間、在宅で生活をしている要支援・要介護の更新申請者を対象として、認定調査員による在宅での医療・介護等のニーズ調査を実施しています。

この調査は、対象者一人一人の状態に応じた在宅介護における課題を、客観的な視点から分析するためのものです。

また、今年度から、県補助事業による、地域包括ケア推進のための連携促進事業に

取り組みます。

この事業は、医療機関・社会福祉法人の介護職員・介護支援専門員等の関連職種が緊密な連携のもとで、医療や介護、予防のみならず、福祉サービスを含めたさまざまな生活支援サービスが、日常の場、日常生活圏域で適切に切れ目なく提携できるような地域体制を構築するものでございます。

以上でございます。

○議長（上田 正君） 7番 片平議員。

○7番（片平 司君） それでは、質問に入りますが、順番に行きますので、ひとつよろしくをお願いします。

病児保育についてですけど、まずですね、保育園の病児に対する対応状況を答えてください。

○議長（上田 正君） 川地福祉保健部長。

○福祉保健部長（川地俊二君） すみません、今質問の内容ちょっとわからなかったんですが、もう一度お願いします。

○議長（上田 正君） 7番 片平議員。

○7番（片平 司君） 保育園における、保育園におけるというて言うたのは、要は病児に対する保育園の対応はどのようにされておりますかというのを。

○議長（上田 正君） 川地福祉保健部長。

○福祉保健部長（川地俊二君） 現在は、保護者の方から、朝、子どもの調子が悪いので休ませてくださいというのを受けて、当然、気をつけてということで休んでもらっております。それ以上のことはしておりません。

以上です。

○議長（上田 正君） 7番 片平議員。

○7番（片平 司君） それではお尋ねしますがね、年間、罹患率、どのぐらいあるんですか。

○議長（上田 正君） 川地福祉保健部長。

○福祉保健部長（川地俊二君） 昨年度の状況ですけれども、病気による休暇しますというのが、パーセントで申しわけないんですけれども、40%ぐらいの方が病気によりきょうは休みますという連絡を受けています。

○議長（上田 正君） 7番 片平議員。

○7番（片平 司君） まずね、私の質問に対する答弁になってないんでね、こういう答弁が出るんじゃないかと思うんですが、あなたが知らなかったんか、多分知とっても、私の質問に対して、ちょっととんちんかんな答弁なんですけど、子どもの病気はですね、いろいろありますよね。その病名はまずはですね、37.5度以上の熱が出たら休まずでしょう。水ぼうそうとか、感染症になれば休むよね。ほいでインフルエンザ。参考までにちょっとこれ言いますとですね、コレラとか赤痢とか腸チフスは完治するまでなんですよね。ほいでインフルエンザは、熱が下がってから2日間、百日せきは、咳が消えるまで、はしかは解熱してから3日間、ほいでおたふく風邪はそれが治るまで、水ぼうそうはすべてが治るまで、こういうふうにもう大体決まっとるんです。

それでね、問題は、そういうふうな状況ですから、休まんといけん。先ほど40%言われましたよね。かなりの人が、園児がなっとるわけなんですよね。そしたら、かなりの保護者は休まにゃいけん。あつという間にですね、有給休暇がなくなるんですよ。さらに、子どもが、2人、3人とおれば、次々と感染していくんですよ、次々と。ほいで、長期の休みを取ることになる。親も大変ですが、職場にも大変な迷惑をかけることになります。責任のある仕事はできません。肩身の狭い思いをしながら、ひいては離職につながることもあります。

夫婦共働きをはじめ、仕事を持つ親にとっては安心して子どもを預けられる施設が側になれば、しっかりと働き続けることはできないんです。

これが現状なんです。

ここをしっかりと認識してもらいたいんです。

改めてね、金と時間をかけて、ニーズの把握をする必要はないんです。

ちょっと次にいきますけどね。

厚生労働省のね、病児保育等にかかわる補助金がついとる事業があるんですが、どんな事業があるか教えてください。

○議長（上田 正君） 川地福祉保健部長。

○福祉保健部長（川地俊二君） 補助金ということなんですけども、病児保育につきましては、最初からまずいいますと、病児保育っていうのは病気中の子どもを預かるということで、小児医療機関、小児科を掲げている医療機関が併設しとる場合がほとんどでございます。そちらの方の併設しとる医療機関のほうに補助金が出とるということは知っております。

それと保育所に併設されてるという所もありますけども、これは病後児保育といひまして、先ほど病気期間中の2日ほど熱が下がっても休まないといけないというような状況のところ、それが病後児保育という言い方をしてますけども、その病後児保育を保育所で併設しとるとどこでございます。そういう併設しとる所に対して人件費を若干補助しとるという所を知っております。

以上です。

○議長（上田 正君） 7番 片平議員。

○7番（片平 司君） 病児も病後児もね、それ似たようなもんなんですけど、要は、今、江田島市にはどっちもないんですよ。江田島市にゃ。

ほいでね、ちょっと今、福祉保健部長が言われましたけど、厚労省のいわゆるその補助事業としてですね、医療機関のいわゆる併設型とかさっき言われましたね。ほいで保育園の併設型とか、ほいで単独型、この3つあるんですよ。

それでですね、先ほど、保育園併設型がある言われましたね。そのことについては、福祉保健部としては認識をしとったわけなんです、どうなんです。

○議長（上田 正君） 川地福祉保健部長。

○福祉保健部長（川地俊二君） 答弁としまして、まず、質問は病児保育というふうな言い方になっております。

病児保育というのは病気中の子ども預かるという保育でございます。病気中という

ことですので、いつ急変するかわからないということで、小児科医院の併設ということが多いと。

病後児保育といいまして、先ほど熱が下がっても、インフルエンザでも2日ほど出られないとかいうところについては、これも医師の診断の上で預かっていいですよというところで病後児保育というのがあります。これは保育所に併設してもいいんですよというような形にとっております。それは認識しております。

以上です。

○議長（上田 正君） 7番 片平議員。

○7番（片平 司君） まずね、病児保育もさることながらですね、それよりもう一歩進んだというか、遅れたというか、病後児保育、これについてもね、厚労省の補助金事業としてあるわけなんです。

今まで江田島市内においてはどっちもやられてないんですよ、この二つとも。

過去私もね、1回か2回質問したことがあるんですが、先ほど言うた医療機関との連携とかね、いろいろ難しいんでできないような答弁だったと思うんですがね。

病児保育にしても病後児保育にしても、過去まだ江田島市はやられてない。

これからニーズを把握してと言いますが、ニーズはあるんですよ。

ほいでここへこういうふうな補助金事業があるわけですから、それは検討したことがあるんですか、ないんですか。

○議長（上田 正君） 川地福祉保健部長。

○福祉保健部長（川地俊二君） 検討したことはありますけども、まず病後児保育、保育所併設型をやるというふうにしたりしましても、あくまでも病気の回復時期にあるとはいえ、病気中の子どもでございます。医療機関、小児科との連携がまず必要だという、まず連携を取るところを検討しとると。そのあと専用スペース、あくまでも保育とはいえ、一般の保育に来られている方との分けるスペース、専用スペースがいらいます。それとプラス看護師とそれ専用の保育士がいらいます。

その辺のところを加味して、今のところ実現に至ってないということでございます。

以上です。

○議長（上田 正君） 7番 片平議員。

○7番（片平 司君） そのニーズはですね、十分にあるわけですから、ことしいっぱい、それ調査して、ね、やるということですから、国の補助金等があるわけですからね、それを使ってですね、実施してもらいたいんですがどうですか。

○議長（上田 正君） 川地福祉保健部長。

○福祉保健部長（川地俊二君） そのニーズがあるかどうかを把握するためのニーズ調査でございます。

ですから、今この時点ではありますということも言えませんし、ないとも言えません。

ですから、病後児保育、病児保育、そちらの方を、そういう施設があったら利用しますかという形の質問になろうかと思えます。

今からそれは調査するというところでございます。

○議長（上田 正君） 7番 片平議員。

○7番（片平 司君） もう一度しつこく尋ねますけどね、4割を園児が罹患してらんでしょ、4割の。その人らは休んどるんでしょ。その人らは休んで、親は休むんでしょ。

ですから、ニーズを改めて調べんでも、そういう人は皆そういうのがあれば喜ぶんじゃないんですかいうのを私は言っとるんですよ。どうなんです。

ほいじゃから、そういう事業の補助金、事業があるわけじゃから、やったらどうなんですかいうて言いよるんです。

○議長（上田 正君） 川地福祉保健部長。

○福祉保健部長（川地俊二君） 考えとしましてですね、小さな子どもを別にその病院とかいうところに預けて行くよりも、病気中の子どもについては、自分がちゃんと面倒見ましょうという考えの方もいらっしゃると思います。ですから、本当は預けたくないよという人もいらっしゃると思います。

その辺のことのニーズも調査したいと思っております。

○議長（上田 正君） 7番 片平議員。

○7番（片平 司君） 最後にですね、そういうふうな状況の中で、やっぱり何人かあるんですよ。だから、その要望に応えるように、十分調査をしてやってもらいたい。

次にいきます。

医療と介護の連携についてなんですけど、2025年団塊の世代が75歳になる今後20年間にわたってですね、後期高齢者の急増が予想される中、国の方針どおりに医療の現場は、社会的入院等をはじめとして、制度の実行がされ、進んでいます。

全国的に、施設や在宅介護の現場は受け皿が進んでおりません。

今も説明がありましたけど、地域包括とのかかわりは限られとんです。

そうでない部分が多くあると思いますが、その辺は、どのように認識をされておりますか。福祉保健部長ちょっと答えてください。

○議長（上田 正君） 川地福祉保健部長。

○福祉保健部長（川地俊二君） ちょっとすみません、また質問の趣旨がちょっとわからないんですけども、在宅でいらっしゃる方の思いということだと考えますと、今現在、市長の答弁にもありましたように、在宅で介護を受けていらっしゃる方、また、あわせて、在宅の家族の方、介在宅にていうか介護を受けている方の家族の方に対して、アンケート調査を実施しています。どのようなことがお困りですかというアンケート調査を実施しています。

その結果をもとに、うちの方でまた把握したいと考えております。

○議長（上田 正君） 7番 片平議員。

○7番（片平 司君） これ老後のね、生活が不安になるわけなんです皆。だれしも。それで、元気なうちに生活場所を変更したい。

例えば広島へ行くとか、呉の子どものとこの近くに行くとか、これから転出を考えておる人もおります。

人口の減少は、さらに進み、土地の価格は下落して、どんどん安売りがふえとる。

私は2月議会にも同じようなことを言いましたけど、非常に、この人口減少に関しては、危機感を持っております。

行政は、この点で少しね、危機感が足らんのじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○議長（上田 正君） 田中市長。

○市長（田中達美君） 決して危機感がないじゃないかという話ですけども、決してそんなことはありません。

それはいつも申し上げるように、行政側としては、あれもしたい、これもしたいという考えは持っております。

また、国がですね、国とか県があれをしましょう、あれをしたらどうですかとか、これをしたらどうですかというように、次々次々新しい法律とか新しいことを考えてですね、地方へおろしてきますが、地方は、例えば財政力の差などがあってですね、なかなかそれは全部が思ったようにできないというような現実的なことがあります。

そういったことで、本当は1番現場に近い、住民に1番近い市町村がですね、1番やはりそういった危機感いうんですか、いいことも悪いことも、地方自治体が1番よくわかるとるわけなんで、決してそういった危機感がないとかいうことではないんですけど、やはり財布を預かるとるものとしては、全体的な将来の5年先、10年先、20年先の全体的の見通してですね、持続可能な行政を進めるためには、いうことでやっとなる、いわゆる財政的な面が一つあるということを間違いなしあります。

それとやはり、例えば今は確かに、例えば介護施設、特養などの待機者が非常にたくさんおりますけれども、たった10年先の事を例えば予測をしてみてもですね、江田島市内でも、介護施設、施設で預かってほしいという方が、待機者がおります。

ただその介護は、福祉保健部の分析では、在宅介護していただいとる方と在宅ではしにくいゆう実質本当に困るとる方は、七、八十人じゃないかというように大体予想しております。

実際に施設へ入りたいという人はたくさんおりますけれども、一部の方は在宅で、どなたかがヘルパーに来ていただくとか、家族の方が介護したりしておりますけれども、実際に、困るとる方はおおよそ80人じゃないかというように人数的には予想しとるわけなんですけど、仮にそこで、新しい施設などをしますと、10年先には、間違いなしに余ります。

今でも、江田島市内では、いろんな施設がどんどんどんどんできてます。計画中のものもあります。

現実的に今新しく進行中のものもありましてですね、非常に危機感はあるんじゃないけど、それはその場のことにすぐ対応して動くとはですね、将来的には非常にそれがまだ大きな負担になるというような状況があってですね、なかなか前へ入って行きにくいと。

ずっと先のこと考えなければ問題じゃないんですけども、介護とか国保とかいうのは、本人に負担してもらおうという問題がありますので、介護保険料が上がることについてですね、しょうがないじゃないかと、サービスが向上するんだから、それは、そんなにぐずぐず言うなど。保険料払いなさいというような合意が全部できればそんなに難し

い話ではないんですけども、保険料の問題とか、片平議員さんは、そんなものは税金で払やあええんよいう主義ですから、我々とは全然立場が違うんで、そういったところの議論がなかなか、議論いうんですか、考え方が違うんですがですね、なかなか難しいところあります。

ただし、そういう困ってる方がおるということについては、そりゃ当然我々も緊張感を持ってですね、現実的な対応を考えんにやいけんという気持ちは持っております。

○議長（上田 正君） 7番 片平議員。

○7番（片平 司君） 立場は違いますが、住民福祉向上のために、一方は金を使う、一方はその金が適正に処理されとるかをいうことでは、全く同じでありますので、ひとつよろしくをお願いします。

それですね、危機感が非常に持つとると、昨日の一般質問の中でも何人かの議員がですね、人口の減少に歯止めがかからん、なんとかせにやいけんのじゃないかいうふうな質問しましたがね、これといった光る答弁はなかったように思うんですが、そのですね、一步前に出たね、光るこの政策をやってもらいたい。

例えばですよ、これ言うたら議長がこれ言うな言うかもわからんけど、海士町、この町長は、人口の減少とか、あそこの高校がなくなりそうなどいうことですね、東京まで行って、来てくれ、いろんな人を呼んでおりますよね。

これテレビでも、クローズアップ現代で確か取り上げられました。

こういうね、よそにないことをやればね、私は大柿高校なんかでも、なんか変わったことをすればですね、ようけ来るんじゃないかと思えますよ。

それは、ここの場で言うことじゃないんで、いずれまたそのうち機会があればやりたいと思っております。

そういうふうなことをですね、是非やってもらいたい。

それではね、次にいきますけど、今ですね、他の市町の介護施設に何人入所されておりますか、福祉保健部長。

○議長（上田 正君） 川地福祉保健部長。

○福祉保健部長（川地俊二君） 施設サービスとして合計110人ほどが他の市町のほうの施設サービスを受けております。

内訳をいいますと、特養、特別養護老人ホームですけれども27人、老健が66人、療養病床が17人の内訳となっております。

以上です。

○議長（上田 正君） 7番 片平議員。

○7番（片平 司君） じゃ、ついでにですね、施設の待機者、これも教えてください。

○議長（上田 正君） 川地福祉保健部長。

○福祉保健部長（川地俊二君） 待機者としまして、実数294人が待機者というふうになっています。

ただ、そのうちで、もうほかの施設等に入ってらっしゃる方がいますので、在宅での待機者ということになりますと168人。そのうち、特別養護老人ホームに入れるだろ

う中程度以上の要介護3から5の人が83人という情報です。

以上です。

○議長（上田 正君） 7番 片平議員。

○7番（片平 司君） 江田島市の江田島市内の施設に入られんから、他の市町の施設に入っとるんだと思いますよね、どうなんです。

○議長（上田 正君） 川地福祉保健部長。

○福祉保健部長（川地俊二君） そういう調査はしてませんが、必ずしもそうじゃないと思ってます。

近くに子どもさんがいらっしゃる、呉の方に、子どもさんがいらっしゃるから、そちらの方に入所しましたとか、逆に江田島の方に実家があるから、そちらの方へ帰ってきていますよという方もいらっしゃるというふうに考えております。

○議長（上田 正君） 7番 片平議員。

○7番（片平 司君） ちょっと質問変えますけどね、今待機者数と、よその市町の110人と、83人言われました特養の待機者がね。約200人ぐらいおるわけなんですけど、ね、これは、要は110人に関しては、よその市町を使っとる110人に関しては、江田島市の施設があればええんじゃないかいうたら、いやそれは呉じゃ広島じゃいうて、家族がおるかもわからんからそっちへ行っとるんじゃと。それだけの問題じゃないでしょうそれは。

○議長（上田 正君） 川地福祉保健部長。

○福祉保健部長（川地俊二君） 先ほどの110人の内訳は、特養が27です。あとは老健、老健施設ですから、自分が通院してた病院、そこからそちらの方の施設に紹介されたという人もいらっしゃいますので、必ずしも江田島の方についていうことは考えておりません。

○議長（上田 正君） 7番 片平議員。

○7番（片平 司君） あなたはねそう言われますけどね、私はね、母親を大変な苦勞をしたんですよ。

江田島市内に、施設に入れたい、近いから。ところがないんですよ、入るところ。ほいで呉の方へ、呉に行くのにやっぱり1時間ぐらいかかるんですよ。江田島なら30分で済んでも。

皆そういう苦勞しとるん。子どもがおるけえとか、あれがあるけえとかじゃないと思うんですよ。大変なんですよみんな。

それでね、私が言いたいのは、特養にしても、以前から特養が足らん、待機者がおるんじゃから増設をしてはどうですか言うたら、数は足りとるから法律的にですよ、足りとるから、今のままでいいんですよ。そのかわり、小規模多機能をつくれますよ。これはほいでも入所じゃないんですよ、通所ですよ、ショートですよ。それと、これは費用が高いんですよ、費用が。ここが1番ネックなんですけどね。国民年金の平均的な受給額は、5万から6万ですよ。そういう人が、通所、小規模多機能に入られますか、入れんでしょう。特養しかないんですよ。

そういう中で、私はね、そういう安くて入れる特別養護老人ホームの建設が必要じ

やないかと思うんですが、これ何べん言うてもダメじゃ言うて言うんじゃが、どうなんですか。

○議長（上田 正君） 川地福祉保健部長。

○福祉保健部長（川地俊二君） 先ほど議員さんもおっしゃったように、法律の中で37%。ですから施設サービスとかいうもののベッド数、通所施設の30、要介護2から5までの合計数の37%以上のベッド数は、介護保険料に響くので、そこは押さえてくださいという制度があります。それを利用させてもらつとということなのです。

ですから、特別養護老人ホームをたくさんつくれば、それだけ介護保険料が上がってくるよということでございます。

以上です。

○議長（上田 正君） 7番 片平議員。

○7番（片平 司君） まあ介護保険は上がる、国民健康保険は上がる、年金は下がるいう中でね、住民は大変な生活をしようんじゃけえ、その辺で、ほいじゃまた税金をつつくんがええじゃ言うたら、また市長が何かいうかもわからんけど、答弁はええですけど。

それで、一つ例を出しますとですね、私のよく知った人でね、80台の老人夫婦なんですけど、老老介護。奥さんが、もう寝たきり、介護度が4か5なんです。ほいでショートを使ったりしながら介護しとったんですけど、これがね、やっぱり食事の世話からね、排泄の世話から全部ご主人が、やっぱり80台やるわけなんです。これは大変なんです。

私も、我が家の母親がそういう状態になった、したときもあつたりしてですね、家内が大変な御苦労をしてくれたんですけどね。

これも、じゃからさっきの夫婦は老老介護でね、ご主人はもうほんま大変なんです。人は大変大変大変じゃのう言うけどね、やってみたもんでないとわからんのでこれがいうぐらい大変。

こういうふうにも、ほいで、この人らも、そうはいっても、小規模多機能は、ほいじゃ行かれるかいうたら皆入れんわけです。そうはいっても皆。金もかかるし。ほいで、特別養護老人ホームがあれば、それは、5万か6万で入れるわけじゃから。そういう人がいっぱいおると思うんです。

さっき、あんまり数字がそんなに多くないんじやいうようなことを言いよつたけど。皆そういうふうな大変な御苦労されとるんです。

そういう点でね、ちょっと前向きな答弁を一つ。

○議長（上田 正君） 川地福祉保健部長。

○福祉保健部長（川地俊二君） 前向きになるかどうかわかりませんが、その老老介護ということも含めまして、今回その介護されてる方がどのようなことに困っているかというアンケート調査を実施します。

それに対して、その対応をまた地域包括ケアというのが地域で支えるということなんです、そちらの方で、どういう援助をしたらいいのかというようなことを考えていきたいと、そのための調査でございます。

○議長（上田 正君） 7番 片平議員。

○7番（片平 司君） ちょっと後の質問と関連しますが、これまた後言います。
それですね、次に移ります。

施設はつくらん、24時間介護事業者がない、利用者の生活の質の向上、安心を
ですね、どう目指すんですか。これね、2月議会のときの議案16号、指定定期巡回随
時対応型訪問介護看護サービスという条例が議決されましたよね。

これとの関連で言えばですね、行政の責任は重たいものがありますよ。

事業者がおらんけえ知らんのんじゃいうわけにはいかんと思うんですがね、その辺
を一つ答えてください。

○議長（上田 正君） 川地福祉保健部長。

○福祉保健部長（川地俊二君） 今の定期巡回随時対応型、24時間対応の訪問介護
看護ということだと思いますけども、第5期介護保険事業計画のときに、一応話しを出
たんですけども、事業者が、この介護と看護する人員が不足しているということで、手
を挙げる方がいらしゃらなかつたという実情を聞いております。

それと施設をつくらないというふうにおっしゃってますけども、今度第6期の事業
計画がまたありますけども、そういうときに、今の件、今回のニーズ調査をもとに、ど
のようなものがあるのか、また施設があるのかいないか。その辺を、第6期の事業計
画のときに話し合うべきことだと思います。

○議長（上田 正君） 7番 片平議員。

○7番（片平 司君） ちょっと関連しますけど、次にいきますから。

国はですね、地域包括ケアシステムを日常圏内、これ中学校区なんよね大体。実施
していくことが、重要な政策課題としてですね、そのために地域ケア会議を重視しとる
んです。

地域ケア会議、知っとるでしょう。

行政や病院、施設、居宅事業者、小地域等関係者会議を開催をしてですね、医療や
切れ目のない介護サービス提供をどうするのか。

2025年までの将来像をですね、地域ケア会議で議論し、つくるよう国が求めて
おるわけなんですけど、この地域ケア会議、やられておりますか。

○議長（上田 正君） 川地福祉保健部長。

○福祉保健部長（川地俊二君） 今は実施してませんけども、準備段階に入ってお
ります。今、各団体の方に声掛けしていただいて、秋ぐらいから稼働という準備をしとる
段階でございます。

以上です。

○議長（上田 正君） 7番 片平議員。

○7番（片平 司君） ちょっと驚いたことなんですけど、地域ケア会議もまだ開い
てない。

2025年いうたら、まだ12年あるけえ、いうその安心感があるんか知らんけど
ですね、いいですか、この高齢化いうのはですね、ある日突然来るわけじゃないんです
よ。国もそこを見据えて、2025年までに、地域ケアシステムをつくりなさいよと。

そのための地域ケア会議を十分にやって、住民のニーズがどういうふうなんがあるかいうのを調べて、さっき調べる言いよったじゃないですか。

そんなのをやってですね、地域ケア会議をやって、ニーズを調べて、どういうふうなケアシステムにしたらええかというのをですね、早急につくりなさいよいうのがですね、多分あなたも目にしとると思うんですが、ここにですね、厚生労働省の老人保健局振興課長の通達がありますよね。これはことしの2月14日に出しとるんです。

これ読んでおりますか、どうです。

○議長（上田 正君） 川地福祉保健部長。

○福祉保健部長（川地俊二君） はい、目にしております。

それで、受けまして、ニーズ調査をしまして、その結果をもとに、ケア会議を開こうとしております。

○議長（上田 正君） 7番 片平議員。

○7番（片平 司君） ことしの2月に出たばかりですから、秋ぐらいからやるいうても遅くはないんですが、早急にですね、ケア会議を立ち上げてですね、やってください。

それでですね、次にいきます。

行き場のない人をつくらないために、行き場がない人をですよ、行政に相談窓口の設置をしたらどうかと思うんですよね。提案ですが。

ベット数の多い病院ではね、ソーシャルワーカーがおって、入院時に、治療、治療後の説明がされ、生活場所の相談等がされておるわけなんですけど、これは江田島市内ではですね、限られとるんですよ、病院が。配偶者や子どもがですね、家族がね、行き場所を探さんにゃいけんのですよ。これが今の現状なんです。

それで、そこに行けば、相談窓口に行けば、病院施設の状況、治療、リハビリ、費用、または介護施設の状況、介護の内容、費用、入所等、データを揃え、専門相談員で対処できるようにするべきと思うんですよ。

それで例えば、最近、テレビでよく出ます横浜の待機児童解消の問題、横浜の保育コンシェルジュ、専門員ですね。お母さん方に非常に喜ばれて、待機児童解消の大きな力になったと。

難しいことはないと思うんですよ。

これを早急に設置してやってもらいたい。

どうなんですか。

○議長（上田 正君） 川地福祉保健部長。

○福祉保健部長（川地俊二君） 質問がちょっとあれじゃったんですけども、待機児童のことではないですよ、相談員という話しですけども、今現在、うちの方は、包括支援センターの方に電話いただければ、そちらの方で対応しております。

○議長（上田 正君） 7番 片平議員。

○7番（片平 司君） じゃ、そこへ行ったら全部わかるんですか、今言ったことが。大丈夫なんですか。

要は、そこへ行ったら、すべてのことが、すべていうのは全部、いわゆる病院から

今度施設に行くとか、施設から病院に入るとか、そういうときに切れ目のない対応をせえて国は25年までにしなさいというところわけですから、そういうことについての専門員を、専門的な窓口はどうですかというて私が今言いよるわけじゃから、それは今あなた言うたところに行ったらはいじゃ全部わかるんですか。

○議長（上田 正君） 川地福祉保健部長。

○福祉保健部長（川地俊二君） 包括支援センターを中心に地域包括ケアというものを考えておりますので、包括支援センターの方で事務をとっていきたいというふうに考えています。

○議長（上田 正君） 7番 片平議員。

○7番（片平 司君） ほいだら包括支援センターで全部ほいじゃできるわけなんですね。できりゃええんですよ。それは別にその雇わんでもそりゃできる言うてあなたがいうんじゃけえ、行ったらできるわけなんですね。大丈夫なんですね。

○議長（上田 正君） 川地福祉保健部長。

○福祉保健部長（川地俊二君） 今現在包括支援センターでやっております。

以上です。

○議長（上田 正君） 7番 片平議員。

○7番（片平 司君） 最後になりますけどね、切れ目のないサービスの提供とですね、行き場所のない人をつくらないように求めて、私の質問を終わります。

○議長（上田 正君） 以上で、7番 片平議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

日程第2 報告第2号

○議長（上田 正君） 日程第2、報告第2号「専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）」を、議題といたします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者からの報告を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました報告第2号「専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）」でございます。

地方自治法第180条第1項の規定により指定された、市長の専決事項の指定についてに基づいて、公用車による交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定について専決処分しましたので、同条第2項の規定によりまして、議会に報告するものでございます。

内容につきましては、土木建築部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） 箱田土木建築部長。

○土木建築部長（箱田伸洋君） それでは、報告第2号、専決処分の報告についてを説明させていただきます。

1 ページをごらんください。

このたびの専決処分は、交通事故に係る損害賠償額の決定でございます。

相手方は3名で、損害賠償額は表に示すとおりでございます。

事故の内容につきましては、2 ページから4 ページをごらんください。

2 ページの中ほど、事故の概要のとおり、平成25年2月14日午前9時35分ごろ、江田島市江田島町鷺部二丁目14番9号地先におきまして、市土木建築部所属の職員が、公用車で発進する際に、誤まって相手方車両の後部に追突し、車両を損傷させ、運転者を含む搭乗者2名を負傷させたもので、この事故について、物損損害及び人身損害に対して相手方と和解し、損害賠償の額を決定したものでございます。

2 ページは、車両の損傷に係る損害賠償で、債権者は車両の所有者である〇〇〇〇さん、損害賠償額は37万円、専決処分年月日は、平成25年3月19日でございます。

それから3 ページ、4 ページでございますが、その車両の同乗者の診察・治療に係る損害賠償で、債権者は〇〇〇〇さんと〇〇〇〇さん、賠償額はそれぞれ3万1,450円と7万4,782円で、専決処分年月日は、いずれも平成25年4月1日でございます。

今回、このような事故を起こし、まことに申しわけございませんでした。

今後、このような事故のないよう、交通安全の徹底について、職員に注意喚起を行ってまいります。

なお、損害賠償金は3件とも本市が加入しております総合賠償補償保険で補てんされております。

以上でございます。

○議長（上田 正君） 以上で、報告第2号の報告を終わります。

日程第3 報告第3号

○議長（上田 正君） 日程第3、報告第3号「専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）」を、議題といたします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者からの報告を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました報告第3号「専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）」でございます。

地方自治法第180条第1項の規定により指定された、市長の専決事項の指定についてに基づいて、江田島中学校グラウンドで発生した乗用車損傷事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定について専決処分しましたので、同条第2項の規定によりまして、議会に報告するものでございます。

内容につきましては、教育次長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） 横手教育次長。

○教育次長（横手重男君） 報告第3号、専決処分報告について、御説明申し上げます。

本件の事故の概要につきましては、冒頭で御説明申し上げます。

平成25年3月10日日曜日、午後2時ごろ、近郊少年新人ソフトボール大会のため、江田島町小用1丁目13番1号の江田島中学校グラウンドに、許可を得て駐車していた車両が、強風により防球ネット4枚が倒れ、相手方5名の方々の車両ボンネット、フロントガラス等に当たり、車両を損傷させたものでございます。

損傷事故による損害については、地方自治法第96条第1項第2号及び第3号の規定により、それぞれ相手方と和解し、損害賠償額を決定したものでございます。

専決処分の内容及び専決処分年月日は、まず、最初の債権者が江田島市大柿町〇〇〇〇番地〇、〇〇〇さんでございます。損害賠償額は、8万5,457円でございます。専決処分年月日は、平成25年4月5日です。

専決処分書につきましては、7ページに記載しているとおりでございます。

次に、呉市和庄〇丁目〇番〇号、〇〇〇〇さんです。損害賠償額は、45万8,472円でございます。専決処分年月日は、平成25年4月11日でございます。

専決処分書は、8ページに記載しているとおりでございます。

続いて、呉市本町〇番〇号、〇〇〇〇〇さんでございます。損害賠償額は、13万8,373円でございます。専決処分年月日は、平成25年4月19日でございます。

専決処分書は、9ページに記載しておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

続いて、呉市焼山西〇丁目〇〇番〇〇号、〇〇〇〇さんです。損害賠償額は、52万円でございます。専決処分年月日は、平成25年4月30日でございます。

専決処分書につきましては、10ページに記載しておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

最後に、呉市寺本町〇番〇〇号、〇〇〇〇さんでございます。損害賠償額は、55万4,200円でございます。専決処分年月日は、平成25年4月30日でございます。

専決処分書につきましては、11ページに記載されておりますので、ごらんいただきたいと思っております。

なお、今回の車両損傷事故による損害賠償金額の総額は、175万6,502円でございます。

損害賠償金においては、本市が加入してます全国町村会総合賠償保険で補てんをされております。

今回の事故におきまして、大変御迷惑をおかけし、深くおわびを申し上げますとともに、今後、学校等の施設に駐車を許可した場合等において、事故の再発防止に向けて、安全対策を講じるよう、市内すべての学校長に対して通知をしているところでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（上田 正君） 以上で、報告第3号を終わります。

日程第4 報告第4号

○議長（上田 正君） 日程第4、報告第4号「専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）」を、議題といたします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者からの報告を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました報告第4号「専決処分の報告について（和解及び損害賠償の額の決定について）」でございます。

地方自治法第180条第1項の規定により指定された、市長の専決事項の指定についてに基づいて、切串消防屯所横で発生した乗用車損傷事故に伴う、和解及び損害賠償の額の決定について専決処分しましたので、同条第2項の規定によりまして、議会に報告するものでございます。

内容につきましては、消防長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） 岡野消防長。

○消防長（岡野数正君） それでは、報告第4号、専決処分の報告について説明をいたします。

このたびの専決処分は、消防屯所に設置しておりました懸垂幕の固定方法の不備が原因で、駐車していた車両に損傷を与えたもので、その損害に対して、相手方と和解し、損害賠償の額を決定したものでございます。

なお、本件について人的被害はございません。

14ページをごらんください。

中ほどの事故概要にありますように、本年3月18日に江田島町切串3丁目1213番地2の切串消防屯所横の駐車場におきまして、同消防屯所に設置していた懸垂幕が強風にあおられ、重石にしていたブロックが駐車中の車両に当たり、損傷させた事故でございます。

相手方と損害賠償金21万3,000円を支払うことで和解し、4月19日に専決処分したものです。

損害賠償金は本市が加入している全国町村会総合賠償補償保険で補てんをされております。

今回の事故につきましては、おわびを申し上げますとともに、今後懸垂幕を設置する場合には、完全な固定を行うなど、より一層の安全対策を図るよう周知徹底してまいります。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） 以上で、報告第4号の報告を終わります。

○議長（上田 正君） 暫時休憩とします。

11時10分まで休憩します。

（休憩 10時58分）

（再開 11時10分）

○議長（上田 正君） 休憩を解いて会議を再開します。

日程第5 報告第5号

○議長（上田 正君） 日程第5、報告第5号「平成24年度江田島市一般会計予算の繰越明許費に関する報告について」を、議題といたします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者からの報告を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました報告第5号「平成24年度江田島市一般会計予算の繰越明許費に関する報告について」でございます。

地方自治法第213条の規定による繰越明許費に関しては、議案書17ページの繰越計算書のとおりとなりましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして、これを議会に報告するものでございます。

内容につきましては、総務部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 報告第5号について説明いたします。

議案書17ページの平成24年度江田島市一般会計繰越明許費繰越計算書により説明いたします。

17ページをお願いいたします。

一般会計における繰越事業は、2款総務費でまちづくり推進事業及び防災事業の2事業、3款民生費で障害者自立支援事業、4款衛生費でし尿処理施設更新整備事業、6款農林水産業費で農業振興事業・農地造成事業・畑地総合整備事業・海岸整備事業及び漁港事業の5事業、8款土木費で道路維持管理事業・道路改良事業・港湾建設事業県負担金及び下水道事業会計繰出金の4事業、10款教育費で小学校施設整備事業、以上計14事業、総額8億6,041万円の繰越額の議決を2月の議会定例会でいただいております。

そのうち、2款総務費のまちづくり団体支援補助金、3款の民生費の法改正に伴う障害者自立支援システム改修委託、6款農林水産業費、1項農業費の共同利用ハウス整備補助金、畑総整備事業県営負担金・海岸保全事業県負担金、8款土木費、4項港湾費の港湾建設事業県負担金の6事業におきまして、県負担金、国庫補助金の減額及び入札による額確定に伴う減で、6事業合わせまして、9,683万5,000円の減額となり、翌年度繰越額の総額が、7億6,357万5,000円となりました。

なお、繰り越しに係る財源内訳は、既収入特定財源はございません。未収入特定財源として国・県支出金が2億2,779万3,000円、地方債が3億6,870万円、一般財源が1億6,708万2,000円でございます。

以上で、報告第5号の説明を終わります。

○議長（上田 正君） 以上で、報告第5号の報告を終わります。

日程第6 報告第6号

○議長（上田 正君） 日程第6、報告第6号「平成24年度江田島市下水道事業会計予算の繰越に関する報告について」を、議題といたします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者からの報告を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました報告第6号「平成24年度江田島市下水道事業会計予算の繰越に関する報告について」でございます。

地方公営企業法第26条第1項の規定による予算の繰越に関しましては、議案書19ページの繰越計算書のとおりとなりましたので、同条第3項の規定によりまして、これを議会に報告するものでございます。

内容につきましては、土木建築部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） 箱田土木建築部長。

○土木建築部長（箱田伸洋君） それでは、報告第6号、平成24年度江田島市下水道事業会計予算の繰越に関する報告についてを御説明いたします。

19ページの表をごらんください。

平成24年度江田島市下水道事業会計予算の繰越計算書でございます。

内容は、1款資本的支出、1項建設改良費の管きょ整備事業として、繰越額1億3,380万円を繰り越すものでございます。

これは、日本経済再生に向けた緊急経済対策として、平成25年2月に成立した国の24年度補正予算にかかるものでございまして、具体的には、江田島町鷺部の汚水管きょ築造工事で、予算の全額を繰り越したものでございます。

3月に議決をいただいたものと同額でございます。

財源は、国庫補助金5,400万円のほか、表のとおりとなっております。

以上で、報告第6号の説明を終わります。

○議長（上田 正君） 以上で、報告第6号の報告を終わります。

日程第7 承認第1号

○議長（上田 正君） 日程第7、承認第1号「専決処分の報告と承認について（江田島市税条例の一部を改正する条例）」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただ今上程されました承認第1号「専決処分の報告と承認について（江田島市税条例の一部を改正する条例）」でございます。

地方自治法第179条第1項本文の規定に基づいて、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定によりまして、これを議会に報告し、承認を求めるものでございます。

専決処分の内容は、江田島市税条例の一部を改正する条例でございまして、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴いまして、議会を招集する時間的余裕はないと判断し、平成25年4月1日に専決処分をしたものでございます。

内容につきましては、市民生活部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） 浜村市民生活部長。

○市民生活部長（浜村晴司君） 専決処分いたしました承認第1号について説明いたします。

21ページをお願いいたします。

このたびの専決処分は、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布され、同年4月1日に施行されたことに伴い、江田島市税条例の一部を改正する必要性がありましたので、地方自治法第179条第1項本文の規定により、平成25年4月1日、市長名をもって専決処分したものです。

内容については、22ページから27ページが改正条文、28ページから34ページまでが新旧対照表、35ページ、36ページに参考資料として、江田島市税条例の改正要旨を添付しております。

35ページからの参考資料により説明いたします。

まず、1の延滞金関係の改正ですが、改正を行った関係条文は、延滞金の特例を規定しております附則第3条の2と附則第4条の二つの条文です。

これは、現在の低金利の状況を踏まえ、納税者の負担を軽減する観点から行われた国税の見直しに合わせ、税の滞納等に課される延滞金の金利が引き下げられたことに伴うものであります。

延滞金の割合等の特例の現行と改正後の規定を整理したものが次の表です。

表の右側が現行、その左が改正後となっております。

1番左の欄を延滞金として、二段書きとしていますが、これは、延滞金の金利は納期後1か月以内と1か月以上経過した場合の率が異なるため二段書きとしております。下の段が納期限後1か月以内ですが、1か月後以内の方が低い利率となっております。また、表中に、本則、特例と表示していますが、本則とは関係条文の本文であります。特例とは附則で規定していることの表記で、その利率を記載しております。

今回大きく見直しされたのは、現行では、納期限後1か月以上経過した場合の率は14.6%で、特例はありませんでしたが、改正後では、特例を設け、これを9.3%に、また、納期限後1か月以内の場合、現行の特例では4.3%ですが、改正後では3.0%とともに引き下げられております。

表の下の部分に、※1から※3の説明をしております。

※1は現行の特例が4.3%となる理由が、※2は特例基準割合の定義が、※3は

特例基準割合を2%とした場合の延滞金の利率と括弧書きに定義に添って現時点で算定した場合、特例基準割合は2%となることを説明しております。

以上が延滞金関係の改正内容です。

次に、2の市民税関係の改正ですが、今回改正した条項と内容の概要を、(1)から順次説明します。

なお具体的に記載しております条項番号の読み上げは控えさせていただきます。

(1)、(2)は、寄附金の税額控除と、その特例について、規定している条文で、法改正で、1条追加されたことによる規定の整備です。

(3)は、公益法人等に係る市民税の課税の特例の規定ですが、法改正により条文中の引用条項も変えることに伴うものです。

(4)は、次のページですが、個人の市民税の住宅借入金等の特別税額控除について規定している条文で、改正内容は、住宅借入金等の特別控除の適用期限を、現行では平成25年までとなっておりますが、これを、平成29年末まで4年間に延長するものです。

また、平成26年4月1日から平成29年末までに住宅を取得した場合の控除限度額を所得税額の課税総所得金額の7%、最高13万6,000円に拡充するものです。

ちなみに現行は5%の最高9万7,500円です。

(5)は、法改正により条文中の引用条項も変えることに伴うものであります。

(6)は、東日本大震災に係る特例の条文で、改正内容は、一つは、見出しの変更と現行規定の字句を分かりやすく表に改め、一つは、被災居住用財産の敷地に係る譲渡に関することについて、被災者の相続人についても特例等の適用を受けることができる規定が追加されたことによる改正であります。

(7)は、被災住宅にかかるローン控除の特例についての法改正により条文中の引用条項も変えることに伴うものです。

次に、3の固定資産税関係の改正ですが、これは法改正により、森林総合研究所が行う事業敷地内の行為に係る納税義務者の特例措置が廃止されたため、関係条文の第54条第5項についても、これに合わせ改正したものです。

以上、説明いたしました改正条文は、平成25年4月1日から施行していますが、ただいま説明した改正条文については、施行期日をそれぞれ規定しております。

前ページの35ページにお戻りください。

1の延滞金の(1)と(2)の改正条文、2の市民税関係の(1)(2)(3)、次の36ページ、(5)(6)の改正条文については平成26年1月1日から、(4)と(7)の改正条文については、平成27年1月1日からの施行としています。

また、3の固定資産税関係の改正条文は、25年4月1日から施行しております。

以上で、説明を終わります。

○議長(上田 正君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

17番 山木議員。

○17番（山木信勝君） この参考資料読むだけじゃあね、さっぱりこれはわからんですよね。これは恐らくわかった人はあんまりおらんのかなと思うんですが、質問いたします。

35ページの、2番の附則第4条の延滞金の金利のことですがね。これで特例基準割合いうのがありますね。これを算出するのは、前年度の国内銀行の貸出約定平均金利の年平均、直近の年平均ですね、今現在では1%ですよ。これは変わってくる恐れがありますよね。そうすると、特例の9.3%、3%いうのを変わってくるじゃないんですかね。そのこともありうるでしょう。

○議長（上田 正君） 浜村市民生活部長。

○市民生活部長（浜村晴司君） 議員仰せのように、変動したらですね、今の特例基準割合も変わりますけども、これにつきましては毎年1月1日で確認しておりまして、変更があればその率に、当然機械もその率に変えないといけないんですが、毎年1月1日で、変われば変更するようにしておりまして、この今の、9.3というのは2%とした場合の率ということにしておりますので、変われば当然変わってきます。

以上です。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第8 承認第2号

○議長（上田 正君） 日程第8、承認第2号「専決処分の報告と承認について（江田島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました承認第2号「専決処分の報告と承認について（江田島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」でございます。

地方自治法第179条第1項本文の規定に基づいて、別紙のとおり専決処分しまし

たので、同条第3項の規定によりまして、これを議会に報告し、承認を求めるものでございます。

専決処分の内容は、江田島市国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございます。地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月30日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴いまして、議会を招集する時間的余裕がないと判断し、平成25年4月1日に専決処分をしたものでございます。

内容につきましては、市民生活部長をして説明申し上げます。

よろしくお願いたします。

○議長（上田 正君） 浜村市民生活部長。

○市民生活部長（浜村晴司君） 専決処分いたしました承認第2号について説明いたします。

38ページをお願いいたします。

このたびの専決処分は、地方税法の一部を改正する法律が平成25年と3月30日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、江田島市国民健康保険税条例の一部を改正する必要がありましたので、地方自治法第179条第1項本文の規定により、平成25年4月1日、市長名をもって専決処分したものです。

内容については、39ページ、40ページが改正条文、41ページから43ページまでが新旧対照表、44ページに参考資料として、江田島市国民健康保険税条例の改正要旨を添付しています。

44ページの参考資料により説明いたします。

今回の改正は、国民健康保険の世帯別平等割額の減額規定が追加されたことに伴うものです。

具体的な内容を黒丸のところに記載しております。

国民健康保険から後期高齢者医療に移行したものと同一世帯である国民健康保険の被保険者の世帯の国保税については、後期高齢者医療に移行後、5年目までの間の世帯別平等割の2分の1を軽減する規定がされていますが、今回、これに加えて、移行後、6年目から8年目までの世帯においては、世帯別平等割の4分の1を軽減することとされたものです。

以上が改正した内容ですが、これによりまして、本条例の関係条文に、特例継続世帯として世帯別平等割の4分の1を軽減した額の号を追加改正を行いました。

改正を行った条文は、世帯別平等割額について規定されております第5条の2、第7条の3と第21条の三つであります。

第21条は、いわゆる本来の平等割の7割軽減、5割軽減、2割軽減世帯の規定で、軽減世帯それぞれの世帯別平等割額を定めていますので、それぞれ号の追加を行っております。

改正を行った白丸の三つの条文のところに説明事項を併記しておりますけれども、それぞれ金額が出ていますが、これが4分の1の額を軽減したものであります。額であります。

以上が改正した内容です。

この改正条例の施行期日ですが、40ページをお開きください。
附則において、施行期日は、平成25年4月1日から施行しております。
以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

17番 山木議員。

○17番（山木信勝君） 44ページの改正要旨にありますように、今回の改正は特定継続世帯、これにおいて平等割額を4分の1軽減するということが改正になったわけですが、国保税というのは国保の基礎課税額、まあ医療費分ですかいね、それから、後期高齢者支援等の課税額、それから介護、この三つで税額を計算すると思うんですが、介護の方はこのたびのこれはないんですか、いね、改正。

○議長（上田 正君） 浜村市民生活部長。

○市民生活部長（浜村晴司君） 介護の方は条例の方で一律7,000円というふうに決めておりますので、今回、改正にはなっておりません。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり承認することに決定しました。

日程第9 議案第48号

○議長（上田 正君） 日程第9、議案第48号「江田島市手数料条例の一部を改正する条例案について」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第48号「江田島市手数料条例の一部を改正する条例案について」でございます。

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴いまして、現行条例の一

部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、市民生活部長をして説明申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○議長（上田 正君） 浜村市民生活部長。

○市民生活部長（浜村晴司君） 議案第48号について、説明いたします。

内容については、46ページが改正条文、47ページが新旧対照表となっております。

47ページに参考資料となります新旧対照表により説明いたします。

この新旧対照表は、手数料条例の船員関係の部分の表を抜粋したもので、左側が改正案、右側が現行となっております。

今回の改正内容は、手数料の根拠としております船員法の改正があり、これにより、同法の第50条第3項が第4項に繰り下がり、あわせて、第4項に再交付の事務が新たに加えられたことによるものです。

これに伴い、表中の（3）（4）（5）の引用条項の改正、それと、（3）に再交付の字句を加えたものです。

以上が改正内容です。

この条例の施行日ですが、46ページをお開きください。

附則で、この条例は、公布の日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

17番 山木議員。

○17番（山木信勝君） 再交付を加えたということですがね、今までこりゃほいじゃ1,950円再交付の場合はいらなかったんですか、無料じゃったんですか。

○議長（上田 正君） 浜村市民生活部長。

○市民生活部長（浜村晴司君） これまでは再交付ということは規定されておりましたが、交付に準じて手数料をいただいております。

これは、県内の市町においても同じような扱いをしております。

以上です。

○議長（上田 正君） 17番 山木議員。

○17番（山木信勝君） いやいや今の再交付の場合には、いらなかったんですかいうんよ。

○議長（上田 正君） 浜村市民生活部長。

○市民生活部長（浜村晴司君） 再交付の場合も手数料を取っております。

以上です。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 49 号

○議長(上田 正君) 日程第 10、議案第 49 号「江田島市分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例案について」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長(田中達美君) ただいま上程されました議案第 49 号「江田島市分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例等の一部を改正する条例案について」でございます。

地方税法の一部改正に伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、市民生活部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長(上田 正君) 浜村市民生活部長。

○市民生活部長(浜村晴司君) 議案第 49 号について説明いたします。

内容については、49 ページから 52 ページまでが改正条文、53 ページから 55 ページまでが新旧対照表、56 ページに参考資料として、江田島市分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例等の改正要旨を添付しております。

56 ページの参考資料により説明いたします。

まず 1 の改正の対象となる条例ですが、今回改正することにしております条例は、(1) 江田島市分担金等の督促手数料及び延滞金徴収条例、(2) 江田島市後期高齢者医療に関する条例、(3) 江田島市介護保険条例、(4) 江田島市奨学金貸付条例の 4 本であります。

2 の改正の内容ですが、上記条例の附則で規定をしております延滞金の割合等の特例の規定を改正するもので、ただし、奨学金貸付条例については、現行の本文に、納期限後 1 か月間までの期間については、年 7% の規定がなく、また、延滞金の割合の特例についても規定していないので、このたびの改正で追加しております。

なお、延滞金の割合等の特例の具体的な内容につきましては、先ほど承認第1号の江田島市税条例の一部を改正する条例の専決処分の報告と承認を求めた際、参考資料により説明をさせていただきましたので、内容はすべて同じでありますので、ここでの説明は省かせていただきます。

次の3の施行日ですが、この条例は、平成26年1月1日から施行することとしております。

ただし、江田島市奨学金貸付条例第11条第3項の改正規定は、平成25年7月1日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番 片平議員。

○7番（片平 司君） 常々疑問に思うとるんですけどね、この本則と特例とあるでしょう。特例の方が適用されとるんですか。どっちが適用されとるんです。これは。

○議長（上田 正君） 浜村市民生活部長。

○市民生活部長（浜村晴司君） 本則では14.6%、それは先ほども説明したように、納期限後1か月以内ですと、それは特例で、特例によった率でとっております。納期限後1か月内のときには特例で徴収し、それ以外は14.6で本則で徴収しております。

○議長（上田 正君） 7番 片平議員。

○7番（片平 司君） それでね、サラ金並みなんよこれ14.6%というのは。現実に滞納はいっぱいあるわけなんよ。そりゃ罰則じゃからいうんでやっとなるかしらんけどね。

現実には入ってくるような利息というか、せんとですね、これ、例えば、10万円滞納したら、1年たったら1万4,000円ふえるわけでしょう。

ほいで何億も何億もたまって、その内には不納欠損で落としますよというようなことになっとるじゃないんですか今まで。

ここをなんとかですね、少し安くするとかして、そういうことは考えらんのんです。

国の方針がこうなっとるけえ、うちもこうしますよというのがあんたらの考えじゃろう思うんじゃけど、ちょっと答えてください。

○議長（上田 正君） 浜村市民生活部長。

○市民生活部長（浜村晴司君） 先に私の答弁を言われたわけですけども、以前から昔からこの率は国税にあわせておりまして、今回、先ほど説明したように今低金利で、市中は低金利で行われておりますので、国の方もそういう状態でありますので、今回見直しをしたということなんで、それ以下のものについては、本市の方としても、それは、規定することはちょっと今のところ難しいと思います。

○議長（上田 正君） 7番 片平議員。

○7番（片平 司君） 地方分権一括法でから地方に権限移譲しよるわけじゃから、

納めてもらうような利率にせんとですね、これはどっちにしても納めてくれんような利率をかけてもですよ、入ってこんと思うんです。

それよりは下げて、まだ滞納を入れるようにした方が得策じゃないかと思うんですがね、最後ですから。

○議長（上田 正君） 浜村市民生活部長。

○市民生活部長（浜村晴司君） 考え方はよく理解できるんですが、今までのうちの条例等の改正の制定の考え方は、以前からそういう考え方なんで御理解いただきたいと思います。

○議長（上田 正君） 17番 山木議員。

○17番（山木信勝君） 56ページの1番下にあります奨学金の貸し付けのことなんですがね。1か月以内の軽減措置ですよ。これ今まで14.6%取りよるわけじゃねほいじゃ、今ね。

○議長（上田 正君） 横手教育次長。

○教育次長（横手重男君） 先ほどの山木議員の質問でございますけど、実際にですね、奨学金については、この条文には規定している部分もありますけど、現実としてですね、徴収しておりません。延滞金の徴収をしておりません。

以上でございます。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

19番 胡子議員。

○19番（胡子雅信君） ちょっと確認で、今片平議員と市民生活部長のやり取りの中でですね、本則が14.6%で納期限が1か月以内これ7.3%とおっしゃってますけども、そうではなくて、どういうんですかね、延滞金は、本則で14.6%のところを今は今回の改正で9.3%にするということですよ。

ですから、今そのサラ金並みの14.何パーセントという話があったんで、ちょっとその確認を、ちょっとお互いの意思疎通がなかったような気がしますんで、そこを確認させてください。

○議長（上田 正君） 浜村市民生活部長。

○市民生活部長（浜村晴司君） ただいまの件なんですけども、このたびの改正で、今までは14.6で特例がなかったんですけども、今回の改正で特例が設けられて、特例基準額、基準割合に7.3%という、それは1か月以上の場合ですね。

○議長（上田 正君） 19番 胡子議員。

○19番（胡子雅信君） 説明資料の56ページのですね、この延滞金で本則が14.6%、右側のじゃ9.3%でしょう。

○市民生活部長（浜村晴司君） すみません。

説明がちょっとまずくて申し訳ないんですが、9.3%となる算定は今言ったような特例基準割合が現在2%ですから7.3を足して9.3ということです。

よろしいですかね。かみ合ってますかね。

○議長（上田 正君） 19番 胡子議員。

○19番（胡子雅信君） 最後再確認です。

ですから、本来は14.6%の延滞金の遅延損害金のパーセンテージですよ。

でも、今は市場金利に合わせて14.6じゃなくて9.3%ということでもいいんですよ。要は来年からなんですけども、改正後はですよ。納期限の1か月以内の場合は7.3%の本則のところを3%にするということですよ。

○議長（上田 正君） 浜村市民生活部長。

○市民生活部長（浜村晴司君） そうということです。

○議長（上田 正君） 12番 山根議員。

○12番（山根啓志君） 先ほど奨学金のところでは延滞金取りよらんいうて言われたんじゃないかと思うんですが、いうことは、この規則どおりにしよらんいうことでもいいんですか。

○議長（上田 正君） 横手教育次長。

○教育次長（横手重男君） 今までですね、延滞金は規則どおり取っておりません。

ただしですね、県内の市町のちょっと状況もちょっと調査をさせていただきました状況ではですね、県内13市がございますけど、この奨学金の貸付条例を制定したのが9市でございます。

9市の中で、すべて条例で規定を整備してるところと整備してないところがございまして、県内の9市においては、延滞金を徴収していないということで、我々は一応把握しております。

以上でございます。

○議長（上田 正君） 12番 山根議員。

○12番（山根啓志君） そうならこれ条例からはずさじゃおかしいんじゃないか思うんですがね。

○議長（上田 正君） 横手教育次長。

○教育次長（横手重男君） 今後はですね、この条例とあわせてですね、延滞金を徴収するには検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（上田 正君） 暫時休憩とします。

13時まで休憩を行います。

（休憩 11時56分）

（再開 13時00分）

○議長（上田 正君） 休憩を解いて、会議を再開します。

日程第11 議案第50号

○議長（上田 正君） 日程第11、議案第50号「江田島市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例案について」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第50号「江田島市固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例案について」でございます。

山村振興法第14条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令の施行に伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めらるものでございます。

内容につきましては、市民生活部長をして説明申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○議長（上田 正君） 浜村市民生活部長。

○市民生活部長（浜村晴司君） 議案第50号について説明いたします。

内容については、58ページ、59ページが改正条文、60ページ、61ページが新旧対照表、62ページに参考資料として、江田島市固定資産税の課税免除に関する条例の改正要旨を添付しております。

62ページの参考資料により説明いたします。

改正の内容、本市域は全域過疎法と半島法の対象地域であります。固定資産税の課税免除等については、過疎法が有利のため、これまでは過疎法による課税免除を条例に規定し、適用してきました。

今回、半島法に基づく固定資産税の不均一課税の対象範囲が拡充され、過疎法による課税免除の取得価格2,700万円以上の対象金額以下であっても、半島法による不均一課税が適用できることとなりましたので、今回改正するものです。

なお、農村地域工業等導入促進法に基づく固定資産税の課税免除については、平成18年3月31日をもって失効したため、これに係る条文の一部を削除したものです。

以上が、改正内容となりますが、改正後の半島法と過疎法による固定資産税の課税免除と不均一課税が、どのような内容になるのかまとめたものが、次の表です。

表の1番下が過疎法の適用による課税免除で、引き続き適用されます。

課税免除となるのは、製造業・旅館業及びサービス業の事業者が、特別償却設備で

ある家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地などを取得し、新設または増設した場合で、取得金額の合計が2,700万以上が対象となっています。

過疎の上部分が、このたび改正により規定する半島法による固定資産税の不均一課税の内容です。

もともと半島法においても、過疎法と同じような制度はありましたが、課税免除ではなく、不均一課税の適用しかなく、取得金額も2,700万以上と、過疎法と同じ条件でした。このことを示すのが、半島の区分の下の部分になります。

このたび、不均一課税の対象範囲が拡充された内容は、その上部分に掲げています。ごらんのように、資本金の規模に応じて対象となる取得金額を設定しています。区分は、ごらんのとおりです。

不均一課税の税率は、固定資産税を課すべきこととなる最初の年度以降3か年度までとなっております。通常は1.4%ですが、1年目0.07%、2年目0.35%、3年目0.7%となっています。

また、この半島法による規定は、平成25年4月1日からの適用となっておりますが、江田島市が、産業投資促進計画を策定し、地区指定を受ける必要があります。

なお、この備考欄にあります。改正後では、駐車場の整備、門、柵、看板などの構築物は対象となります。

以上が、改正内容の要旨でございます。

59ページをお開きください。

下部分に改正条項の附則があります。

第1条で、この条例は公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用することの施行期日を規定しており、また、第2条において、江田島市企業立地奨励条例の一部改正を行っています。

これは、このたび江田島市固定資産税の課税免除に関する条例の名称を改めたことによる字句を改めるものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

17番 山木議員。

○17番（山木信勝君） 固定資産税の課税免除であります。これ建物のことばかり言っとるんですが、その建物の下にある土地ですよね。これも固定資産税の免除に対象になるんでしょうか。

○議長（上田 正君） 浜村市民生活部長。

○市民生活部長（浜村晴司君） 土地も対象になります。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 1 2 議案第 5 1 号

○議長(上田 正君) 日程第 1 2、議案第 5 1 号「江田島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長(田中達美君) ただいま上程されました議案第 5 1 号「江田島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について」でございます。

社会福祉法の一部改正に伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、福祉保健部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長(上田 正君) 川地福祉保健部長。

○福祉保健部長(川地俊二君) 議案第 5 1 号、江田島市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案についてを説明いたします。

このたびの条例一部改正につきましては、地域主権改革一括法によりまして、社会福祉法の一部が改正が行われ、平成 2 5 年 4 月から社会福祉法人に対する指導監督権限が、県から市の方へ移譲されたことによるもので、本市の所管となります社会福祉法人への適切な指導監査を実施するため、新たに特別職の職員で非常勤の職員として、社会福祉法人指導監査専門員を設置するための条例改正案でございます。

6 4 ページに一部改正案、6 5 ページに新旧対照表となっております。

6 5 ページの新旧対照表をごらんください。

表の最後に、社会福祉法人指導監査専門員を加えるものです。

報酬は日額 1 万 9, 6 0 0 円としております。

このたびの社会福祉法人指導監査専門員としまして、高度な知識、専門的知識を有

する者としまして、公認会計士と社会保険労務士を委嘱することと考えております。

64ページをお開きください。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行するものとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

17番 山木議員。

○17番（山木信勝君） 今回の県から市へ移管されたいということですね、財源の移譲もないにゃいけん思うんじゃがね。これはもらわにゃいけん思うんですが。

それとね、この日額1万9,600円。これもなんか高いような気がするんですがね。どのような仕事するんか、監査されるんでしょうが。ちょっと高いような気がするんですが、月額37万5,000円ぐらいの月で割ったようなことを聞いておりますが、それにしても高いような気がするんですが。

○議長（上田 正君） 川地福祉保健部長。

○福祉保健部長（川地俊二君） 2点ほどだったと思いますが、財源につきましては一般財源となっております。

それと、金額1万9,600円の根拠でございますけども、江田島市一般職の任期付採用職員の採用等に関する条例が江田島市にありますけども、その第7条のほうへ給料月額というものを決めております。

これが37万5,000円というものがありますけども、それを根拠に日額を計算しました。

それで、一応はじいたんですけれども、県の方で県下統一金額にしましょうということで、地域手当等を加えて県下統一で1万9,600円としたものであります。

以上です。

○議長（上田 正君） 7番 片平議員。

○7番（片平 司君） 具体的に公認会計士とか社会労務士、どういう仕事をさすんです、具体的に。

○議長（上田 正君） 川地福祉保健部長。

○福祉保健部長（川地俊二君） 仕事内容としましては、社会福祉法人の財産管理、運用に関する事とか、会計、経理をすべて見てもらいます。

それと社会労務士につきましては、労務管理に関する事としまして、従業員の勤務体系等を見てもらおうと思っております。

以上です。

○議長（上田 正君） 7番 片平議員。

○7番（片平 司君） ということは、今までは、なかったわけ。なかったというか、例えばそこに働いている人の労働条件はどうとかこうとかいうことは、決めてないわけ。そうじゃないでしょう。

○議長（上田 正君） 川地福祉保健部長。

○福祉保健部長（川地俊二君） ありました。ありましたけども、それを県が今まで指導監査して、県と一緒に社会保険労務士も行っていました。

それを引き継いで、江田島市の方で、市に採用して監査に行くというような状況になっております。

社会福祉法人の監査というものがですね、今まで県がすべて指導監査という形で2年に1回行ってたんですけども、その権限が江田島市の方におりてきまして、市の方で指導監査をするようにということで、対象を社会福祉法人の方へ市の職員とその今提案してます公認会計士、社会保険労務士3人で、市の職員としてという身分を持って監査に行くということで、今回議案を上程させていただきました。

○議長（上田 正君） 7番 片平議員。

○7番（片平 司君） 最後になりますけど、その社会福祉法人はどことどことどこなんですか。

○議長（上田 正君） 川地福祉保健部長。

○福祉保健部長（川地俊二君） 江田島市には社会福祉法人が4つございます。

そのうちの3つが対象となります。

まず1番目が社会福祉協議会、その次が社会福祉法人誠心福祉会、それと社会福祉法人まほろばの里沖美。この3つが市の方へ権限移譲としておりてきました。

もう1つは、江能福祉会が社会福祉法人としてあるんですけども、江能福祉会の方は、市を超えた活動ということで、呉市の方に倉橋の里を事業運営してますので、広域的な活動をしてるということで、県がそのまま指導監査するというふうに残っております。

今回の権限移譲につきましては、地域で活動する事業所というふうになってますんで、3事業所の方へ指導監査いくというふうになりました。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

5番 山本秀男議員。

○5番（山本秀男君） 今回特別職非常勤の方の報酬であがっておるんですが、当初予算では、報償費として公認会計士と社会保険労務士、これが同じじゃないか思うんですが、なぜこの特別職の方にあるのか教えてください。

○議長（上田 正君） 川地福祉保健部長。

○福祉保健部長（川地俊二君） 議員おっしゃるとおり、当初予算としましては、委託をしようという形でやろうと思っておりましたけれども、これも県の指導の方で、市の職員という身分で監査にいかないと、その現場での指導、指摘することができないということになっておりますので、市の職員の身分を与えて一緒に行きなさいということで、今回条例改正と予算の組み替えをお願いしております。

以上です。

○議長（上田 正君） 19番 胡子議員。

○19番（胡子雅信君） 今後この特別職ということで設定されるんですけども、すみません、私の方がちょっと詳しくはまだちょっと頭の中に入ってないんで、この指導、指導是正をなんですか勧告とかもしなんかあったらするわけですよ。その何か根拠

になるような条例みたいな江田島市にはあるんですかね。それとも社会福祉法の枠の中での指導ということでよろしいんですか。

○議長（上田 正君） 川地福祉保健部長。

○福祉保健部長（川地俊二君） 条例としてありません。

最後、議員さんおっしゃったように、社会福祉法の方の指導監査ということで、社会福祉法に基づいて指導するというふうになります。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 1 3 議案第 5 2 号

○議長（上田 正君） 日程第 1 3、議案第 5 2 号「市長の附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例案について」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第 5 2 号「市長の附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例案について」でございます。

子ども・子育て会議を設置することに伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、福祉保健部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） 川地福祉保健部長。

○福祉保健部長（川地俊二君） 議案第 5 2 号、市長の附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例案について説明いたします。

このたびの条例の一部改正案は、子ども・子育て支援法が平成 2 4 年 4 月に施行され、各市町村は、子ども・子育て支援事業を総合的・計画的に行うための事業計画の策

定が義務づけられました。また、この子ども・子育て支援事業計画を策定するためには、市長の附属機関として、子ども・子育て会議を設置し、意見を聞かなければならないとも規定されております。

この規定によりまして、本市においても、市長の附属機関として、子ども・子育て会議を設置する必要がありますので、条例の一部改正が必要となったものでございます。

67ページに条例の一部改正案、68ページに参考資料として新旧対照表、69ページ、70ページに会議規則案をつけております。

68ページの新旧対照表をお開きください。

別表の最後に、子ども・子育て会議を加えるものです。

67ページをお開きください。

附則として、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

17番 山木議員。

○17番（山木信勝君） 69ページにですね、会議規則というのがありますが、その中で会議の委員が20人以内で組織するとあるんですが、その中で、関係行政機関の職員、これは市の職員だと思うんですが、これ5人になつとるんですが、ちょっと多いような気がするんですが、どうでしょうか。

○議長（上田 正君） 川地福祉保健部長。

○福祉保健部長（川地俊二君） 今の5人の根拠は、多分補正予算の関係で15人分の会議委員報酬の方の絡みと思つとると、関係ですけれども、関係行政機関の職員が5人というわけじゃなくて、第3条第3号に子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、こちらの方は保育園長の方を予定しておりますので、関係行政機関の職員につきましては、教育委員会とか福祉保健部を考えてます。

すべて5人というわけじゃなくて1人か2人。それとプラス保育園の園長というのが3号にありますんで、それを合わせて5人ということに考えております。

以上です。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 1 4 議案第 5 3 号

○議長（上田 正君） 日程第 1 4、議案第 5 3 号「江田島市体育施設設置及び管理
条例の一部を改正する条例案について」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第 5 3 号「江田島市体育施設設
置及び管理条例の一部を改正する条例案について」でございます。

津久茂体育館の廃止に伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、
地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでござ
います。

内容につきましては、教育次長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） 横手教育次長。

○教育次長（横手重男君） 議案第 5 3 号、江田島市体育施設設置及び管理条例の一
部改正する条例案について、御説明いたします。

このたびの一部改正につきましては、津久茂体育館の廃止に伴い、現行条例の一部
を改正するものでございます。

7 2 ページに改正条文、7 3 ページに参考資料といたしまして新旧対照表を添付し
ております。

7 3 ページの新旧対照表で御説明いたしますので、ごらんください。

左側が改正案、右側が現行でございます。下線部分が改正部分でございます。

第 2 条では、名称及び位置を定めたものでございますが、この表中から、アンダー
ラインを引いております津久茂体育館の項を削るものでございます。

また、別表第 1 では津久茂体育施設の利用期間及び利用時間、別表第 2 では有料体
育施設の使用料の施設使用料、照明施設使用料を定めておりますが、それぞれの表中か
ら、アンダーラインを引いております津久茂体育館の項を削るものでございます。

7 2 ページにお戻りいただきたいと思っております。

附則といたしまして、この条例は平成 2 5 年 9 月 1 日から施行するものでございま
す。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

7番 片平議員。

○7番（片平 司君） お尋ねしますけどね、体育館が廃止になるじゃないですか。

前回の全員協議の説明では、この次の条例に出るんじゃないけど、プロポーザル方式で、吉田病院、誠心園か、どっちかがあの土地を買うようになってるみたいなんだけど、そのときの条件が体育館はおいといてくれえと、津久茂地域を使うからということの説明じゃったですけどね。そうすると、今度は江田島市の所有物ではないわけでしょうこれは。ということはプロポーザルで公募するところが所有者になると思うんじゃないけど、津久茂地区の住民がその体育館を使う場合には、今度は市でなしに、その病院というかその施設との貸借対照表というか賃貸契約になるんか、その辺はどうなんですかね。

○議長（上田 正君） 横手教育次長。

○教育次長（横手重男君） 先ほどの片平議員さんの質問のようにですね、プロポーザルで今後やっていくわけですけど、プロポーザルの内容についてですね、そこら辺をですね、条文化、内容についてですね、仕様書、そこらへんについてですね、今回のプロポーザル中で、提案をするということで聞いております。

以上でございます。

○議長（上田 正君） 7番 片平議員。

○7番（片平 司君） ということは、まだ決まってないんじゃないね。どういうふうになるかというのは。

そこの住民が使うのに、そこの今度は吉田病院か、後で聞くんじゃないけど、誠心園かどっちかが買うんじゃないと思うんじゃないけど、そこの貸し借りになるわけじゃね。

江田島市関係ないわけじゃからね。

○議長（上田 正君） 横手教育次長。

○教育次長（横手重男君） プロポーザルのですね、仕様書の中にそういうものをうたっていくということで聞いておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

17番 山木議員。

○17番（山木信勝君） 今の津久茂体育館の件ですがね。あそこを貸して避難場としてね、使わせてもらうということで。

そうすると維持費やなんかもでてくると思うんよね。そこらの賃貸借契約を本当に結ぶの。お伺いします。

○議長（上田 正君） 横手教育次長。

○教育次長（横手重男君） そのような賃貸借等の契約は結びませんが、仕様書について、そのような緊急避難所としての利用できるような仕様書になるようなことを聞いておりますので、よろしくお願ひします。

○議長（上田 正君） 田中市長。

○市長（田中達美君） どなたがプロポーザルで募集するわけで、どなたが購入されるかはわかりませんが、地元の希望としては、体育館をですね、地域の体育活動に使いたいというのをひとつ売却条件の中に入れてほしいということで、我々もそれを一

つの条件として売却するようにしております。

したがって、売却した後はですね、現在も体育館を避難場所という形で指定しておりますので、体育館そのものを社会活動として使う場合とか避難場所と指定するとかいうことになると、当然相手の財産ですので、市との、市がまた例えば借り上げるとか、向こうが善意でそりゃお金いきりませんと言っていたら、ただ、貸し借りの契約を結ぶとか、何らかの形で、ただ、口約束でいうわけにはいきませんので、何かの形で契約を結んだ上で、場合によっては、例えば電気代ぐらいは市が負担するとかいうような、地域活動のために金が出ていくという場合も今後詰めた中ではそういったものも経費も出ていく可能性があります。

それは購入された方とのまた細かい話にまたなりますので、場合によっては補正を組むようなこともあるかもわかりませんが、今のところでは、一応貸していただく、使わしていただくという約束の上で売り買いするということの予定にしております。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 1 5 議案第 5 4 号

○議長（上田 正君） 日程第 1 5 号、議案第 5 4 号「市有財産の無償譲渡について」を、議題といたします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第 5 4 号「市有財産の無償譲渡について」でございます。

地方自治法第 9 6 条第 1 項第 6 号の規定によりまして、旧津久茂小学校校舎を無償で譲渡することについて、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 議案第54号について説明いたします。

まず、1、譲渡する財産は、名称が旧津久茂小学校校舎。所在地は、江田島市江田島町津久茂二丁目5番1号。構造は、鉄筋コンクリート造、3階建てでございます。

延べ床面積、1,726.28平方メートル。建築年度は昭和54年度です。

2、譲渡相手方及び時期は、公募型プロポーザルの実施後に決定いたします。

3、譲渡の理由といたしましては、江田島市未利用財産利活用基本方針に基づきまして、市有財産の有効な利活用を図るため、旧津久茂小学校の敷地及び校舎並びに津久茂体育館を売却する方針を決定したものの、校舎の部分の老朽化が激しく、今後の利活用が期待できない状態であることから、買取者の責任において、当該部分を取り壊すことを条件に、公募型プロポーザルを実施することとしたものでございます。

なお、参考資料といたしまして、75ページに位置図と校舎の写真、現況の写真です。それから76ページに各階平面図を添付いたしております。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

5番 山本秀男議員。

○5番（山本秀男君） これは今からプロポーザルで売却ということですが、仮に民間の方が買われるということになれば、固定資産税評価されるだろうと思うんですが、どれくらいを見込んでおられるのか。

それと先ほどの体育館を避難場所で使うと、それからさらに運動場は地域の方がゲートボールとか貸してほしいとかいうことも聞いておりますが、これに対して、減免を考慮しておられるのか、これをお聞きいたします。

○議長（上田 正君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 固定資産税については、あくまでも現状の概算の金額になるんですが、土地と校舎、体育館を合わせまして、年間188万円の概算になっております。

○議長（上田 正君） 浜村市民生活部長。

○市民生活部長（浜村晴司君） 減免の件なんですけれども、江田島市の税条例の中にも減免規定がございます。

具体的に申しますと、71条に規定されておまして、その中に3つほどあります。

貧困により生活のため公私の扶助を受ける者の所有する固定資産、公益のために直接専用する固定資産、市の全部または一部にわたる災害または天候の不順により、著しく価格を減じた固定資産いうようになっておまして、今回このいずれにも該当しないということで減免の対象にはならないということです。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

6番 大石議員。

○6番（大石秀昭君） この件は公募でやるということですが、どのような

方法で江田島市民に知らすのですか。

6月号には、滞納者の土地は公募しますという出とったですが、この津久茂の件は出とらんかった。

これはどのようにして江田島市民に知らすのか教えてください。

○議長（上田 正君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 市の広報紙は7月号に掲載する予定にいたしております。で、あとですね、今の拡声器放送、それと、今の市のホームページの方に掲載させていただこうと考えております。

以上です。

○議長（上田 正君） 6番 大石議員。

○6番（大石秀昭君） この津久茂小学校については以前、鹿川の業者が貸して下さいということで、なんぼかお金がついとったと思うんですが、これを無償で貸与するようなことになれば、あの時点で何で貸してやらなかったのか。

○議長（上田 正君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） その当時ですね、いろいろその申し込みありました業者といろいろ交渉というかお話をさせていただいたんですが、条件面で、お使いされる用途とかですね、今、校舎そのものが雨漏りとかですね、はく離等かなりしてます。そういった状況もございまして、業者さんと、申し込みがありました業者さんといろいろ打合せをさせていただいた中で、お話しがそれから進まなかったという現状でございます。

以上です。

○議長（上田 正君） 6番 大石議員。

○6番（大石秀昭君） そのときの業者は、役所がいう条件をのむとかのまんとかいうんでなしに、何か難しいことをいうたようで、話が壊れたように聞いたんですが、私はその中へ入ったんですが、途中経過をどうなったこうなったということ一切報告がない。影でこそこそしとるばかりで、そういう時にはやはり途中経過を教えてもらわないと、世話をしておるものとしても、これはこういう状態じゃけん困るわいの、こうせんにゃいけんわいのということがいえるんだけど、そういう報告ないから我々は何も言えないんです。

今後はそういう途中経過を十分するようにしてください。

○議長（上田 正君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 議員さん申し訳ありません。

そういった途中の経過の報告がなかったということで、今後そこらの部分を十分気をつけて、中途のそういった報告をさせていただきますので、よろしくお願ひします。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

19番 胡子議員。

○19番（胡子雅信君） 5月30日の全員協議会で今回の件の説明受けております。

すみません、ちょっと確認までなんですけども、学校施設の整備基金積立金ですね、校舎の方はそれは無償譲渡するから積み立てする必要がない、もしくは壊すから必要がない、どちらですかね。一応説明資料にはですね、無償譲渡（買い取りの責任で解体す

ることを前提) なってるんで、どっちが主なんですかね。壊すから積み立てなくてもいいのか、それとも無償譲渡だから積み立てなくていいか、どちらでございませうか。

○議長(上田 正君) 土手総務部長。

○総務部長(土手三生君) 最終計が取り壊すことが前提でございませうので、まず業者の方に無償譲渡してですね、それで、今度公募の条件の中で取り壊すということなんです、今の、どういうんですか、取り壊すということが前提でいうことなんです、もうこれらの補助金の返還とかいうことが発生しないということなんです。

○議長(上田 正君) 19番 胡子議員。

○19番(胡子雅信君) すみませう、ですから確認はいいんですけど、取り壊すのが前提だから積み立てなくていいと。その無償譲渡しました、取り壊すのは何年以内に取り壊さなくちゃいけないっていうのは何か文科省のほうの何かそういった、どういうんですかね、指導みたいなのはあるんですかね。

仮にですよ、無償譲渡してずっと例えば10年取り壊さなかったという状態がする可能性もあるわけじゃないですか。

そこのところをですね、だから要は取り壊すから積み立てしなくていいということなんですけども、じゃ、市が無償譲渡して何年以内に取り壊さなくちゃいけないっていうのはあるんですか。

○議長(上田 正君) 土手総務部長。

○総務部長(土手三生君) ちょっと説明が申しわけありません。

無償譲渡の場合にはですね、学校施設整備基金の積み立てが不要となります。いうことが前提で今の積み立てが必要ないということになります。

今の取り壊しの部分につきましては、プロポーザルの中でですね、何年間というのは明記させていただきます。その中で整理させていただきますので。

以上です。

○議長(上田 正君) 田中市長。

○市長(田中達美君) 先ほど市民生活部長が減免措置がないというように言ったわけなんですけれども、実は建物を壊すと使われないから壊す、壊すから無償で譲渡するという条件になっておりますので、その壊す、使われないから壊すいうものに対してですね、課税するというのは、社会常識、一般的に言えば変な話なんです、もう一つは地域からの先ほどグラウンドなどもですね、グラウンドゴルフのために使わしてほしいというような強い要望があります。

そういったときにプロポーザルの条件としてグラウンドも使わすのですよと言った場合にはですね、体育館の使用もそうですけど、社会体育として使いたいといった場合にはですね、地域の強い要望でそういうことを、グラウンド、体育館、それから学校舎そのものは使われないからもう壊す、雨漏りがするから使われないから壊しますよといながら、壊す、壊すと、無償で譲渡すると言いながら、課税するというのは、社会常識でいうと、非常に不都合ないうんか、変な話なんです、そういったことについてはですね、まだまだ減免措置はないという話を市民生活部長は申し上げましたけれども、その点については、もう少し検討する必要があるんじゃないかというように思っておりますので、

先ほどの市民生活部長の減免はないと言ったことについてはですね、ちょっと訂正してですね、これから検討課題ということにさせていただきたいと思います。

○議長（上田 正君） 19番 胡子議員。

○19番（胡子雅信君） あとですね、プロポーザルですね、公募型プロポーザルで無償譲渡ということなんですけども、今回は、市の財産を売却するということです。

昨年ですね、旧大君保育園ですかね、それとあと切串中学の特別教室をプロポーザルによって、これはどういうんですかね、売るのではなくて貸すということで、そのときですね応募の配布期間というのが、6月1日から11日の、要は土日削ると7日間なんですよ、平日。応募受付がですね、6月18日から22日の5日間なんですよ。

これはですね、ある程度その計画を練ってないと、いきなり公募してから、ぱっと入るもんじゃないんですよね。

そういう意味では、今回は、もちろんもうどこからか、そのプロポーザル的なところで提言があるから、未利用財産の市の方針と合致するというので、今回無償譲渡を計画、無償譲渡を、これは学校施設は無償譲渡ですけども、土地全体としては、そのプロポーザルで売却することなんですけども、私思うんですけど、今考えている、例えばやっている事業者がいるとしてですね、もう少し期間を伸ばせばですね、今の事業者よりもっとすごいですね、案を持ってくる事業者がいる可能性もあるんですよ。

そういう意味では、ちょっと今回ですね、プロポーザルの期間、受付期間というのはですね、ちょっと考えていただきたいなと思いますけども、その点よろしく願います。

○議長（上田 正君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 議員御指摘のように、前回の貸付の時はですね、非常に短期間ということで反省いたしております。

今回はですね、今回無償譲渡の今回議案の方がもしOKになればですね、約このあと今のプロポーザルの要綱の審議をいたしまして、件もありまして約1か月程度の公募期間を今考えております。

以上です。

○議長（上田 正君） 田中市長。

○市長（田中達美君） ちょっと説明いたしますが、1番理想的なのは、例えば、市が遊休な建物などを土地とかを貸しますということで、条件をつけて貸しますよいうことでやれば、長い期間、周知期間がとれるわけなんですけれども、大体これまでのほとんど貸し借りした場合に、貸し借りとか売却するいう予定の中には、大体、いろんな事業者の方がここを貸していただけいかとか、ここを売っていただけいかというような話があって物事が進んでおります。

現実問題として、売れるか売れないかとか、例えば借り手がおるかいないかということがわからないのに補正、例えば補正予算を組む、事前に補正予算組んでですね、それを貸しに出すとか、売りに出すとかいうことは、行政としては非常にやりにくい、借りる当てがない、売る当てがないのに、補正予算を組んで、こうして条例を改正したりして、事前に準備をしとくということが行政としては非常に、はっきり言うてやりにくい

面があります。

したがって、どうしても行政の側としては、具体的にそういう話が、借りる方が出てきてから、買いたいという方が出てきてから準備を始めますと、やはりそれぞれ、これまでもそうですけど、事業者は、例えば国の補助をもらったり、県の補助をもらったりをしますので、非常にスケジュール的に、厳しいスケジュールになりますので、どうしても周知期間などが短くなるというような問題が出てきますので、これからも多分、どなたかが市の何かを貸してくれとか売っていただけないとかというような話が出たときには、今回と同じように、非常に短いタイトなスケジュールになるような気がしますので、そのあたりは、行政のものの進め方としたらやむを得るところがあるんじゃないかというように思っております。

ただ今回は、市内の人に限るような形で、市外の方の受付を多分ちょっと私も確認してないんですけど、市外の業者さんの売却とかいうことはちょっと考えてないんじゃないか思いますので、できたら市内の津久茂の土地ですので、地元の方の了解を得るためにも、できるだけ、地域、江田島市内の方が利用、購入していただくということが1番理想的なんで、またそういう方でないとなかなか理解していただけないということがありますので、全体的に言いますと、そういった行政の仕組みとして非常に物事がタイトになる、きつい日程になるということだけは御理解いただきたいというように思います。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第55号

○議長（上田 正君） 日程第16、議案第55号「平成25年度江田島市一般会計補正予算（第1号）」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） 　ただ今上程されました議案第55号「平成25年度江田島市一般会計補正予算（第1号）」でございます。

平成25年度江田島市の一般会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,906万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ153億2,906万円とする。

第2項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為の補正。

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

内容につきましては、総務部長をして説明申し上げます。

よろしくお願いいたします。

○議長（上田 正君） 　土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 　議案第55号、一般会計補正予算、第1号につきまして、歳入歳出補正予算事項別明細書で説明いたします。

事項別明細書の12、13ページをお願いいたします。

最初に歳入からです。

16款財産収入、2項財産売払収入、1目不動産売払収入は、旧津久茂小学校の売却処分に伴う土地及び建物、これは体育館の方になりますが、の売払収入でございます。

次に、14、15ページをお願いいたします。

歳出でございます。

2款総務費、1項総務管理費、6目財産管理費は、旧津久茂小学校の売却処分に伴う土地境界復元調査、測量、登記委託料及び不動産鑑定業務委託料の増額補正をいたしております。

7目企画費は、しまのわ2014の開催に伴いまして、本市で実施予定のプレイベントを行うための団体登録負担金の増額補正でございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費は、県から権限移譲されました社会福祉法人監査監督事業に係る外部専門家への経費を、当初予算では報償金として計上しておりましたが、身分が特別職の職員で非常勤のものとなるため、報酬に組み替え補正を行うものでございます。

2項児童福祉費、4目児童福祉施設費は、子ども・子育て支援事業計画策定に係る委員報酬及び事業計画策定業務委託料の増額でございます。

16、17ページをお願いいたします。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費は、旧津久茂小学校の売却処分に伴う校舎内物品の運搬料及び記念碑移転等の校庭整備業務委託料の増額でございます。

13款諸支出金、1項基金費、1目財産調整基金は、今回の補正予算における剰余金を積み立てております。

20目学校施設整備基金費は、補助事業で取得した津久茂体育館の財産処分に伴う国庫補助金相当額を基金に積み立てるものでございます。

なお、18ページに給与費明細書、19ページに債務負担行為に関する調書をお示しております。

予算書の4ページの方に、お戻りお願いいたします。

第2表、債務負担行為補正です。

追加といたしまして、子ども・子育て支援事業計画策定業務委託をお願いいたしております。

以上、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,906万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ153億2,906万円とする一般会計補正予算、第1号の説明を終わります。

以上です。

○議長（上田 正君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

17番 山木議員。

○17番（山木信勝君） 13ページの土地売却収入であります。この価格を決定したのが、全員協議会で説明がありました対象土地の更地価格9,532万円。これに対して減価修正いうのがありまして、それをかけまして4,957万円ということですが、この減価修正いうものはね、ちょっと低いんじゃないか思うんよね。価格がちょっと低いわいね、これは、売るにしても。解体費用並みぐらいの引いとるんじゃないかと思うんじゃないか。これちょっと低い思いますよ。

これを処分できる3条件を、今さっきも市長言われましたよね。市民、事業者から売却や貸付の申し出があること、ということが一つの要件となっておりますがね。いうことは、大体、どのぐらい申し出があったんですかね。申し出いうか、売ってくださいとか、貸付くださいとか、こういう要件があるから、こういうこれを出されたんでしょうからね、お伺いします。

それから、15ページの1番上の方の不動産鑑定業務委託料4万2,000円。これは時点修正を行うためじゃないんですが、もう土地の価格が出とるんですが、これ時点修正してまた価格が変わるんですか、お伺いします。

それからその下の企画調整事業費のモンベルフレンドエリア負担金、何かこれはアウトドアの何かイベントかね、カヌーとか何かやるらしいんですがね。これどうですかね、これ45万円もあげて、大丈夫なんですか。モンベルいうのもあんまりよくは知らんのかな、お伺いします。

それからその下の社会福祉費の中で、報償金が5万円ありますよね。これが、講演会を開くいうんですがね。この社会福祉法人指導監査専門員ですがね。この人をやると聞いとるんですがね。なんで講演をせんでも別にここで監査するだけでいいんじゃない、お伺いします。

それから1番下の子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料220万。これは具体的にどんなものを作るんですかね。このようなもう委託してね、この計画策定業務やなんか委託してよくつくっとんんですがね、あんまりこの功を奏してないんじゃないかと思う

んですがね。どういったものをやるんか、お伺いします。

それから、17ページの1番上の校庭整備業務委託料、記念碑をこれ委託するのに177万7,000円。なんでこんなにいるんですかいね。よけいあるんですからね記念碑が。

それからその下の財政調整基金のことなんですが、この積み立てによって幾らなったかお伺いいたします。

最後にですね、この間の全員協議会の中で、観光協会の補助金200万を補正するという言うたんですが、これにないんですがね。観光をやめるんですか江田島は。なんか活性化に向けた取り組みをやるいうて聞いとるんじやが、何もせんような思うんですよねこの、補正なしでやるんですか、お伺いします。

○議長（上田 正君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） まず旧津久茂小学校の件につきまして、相手方から金額の提示とかそういった部分があるかどうかという話なんですが、それはありません。

今から実際に、今の時価ですね、更地価格を今から算定します。

その時点で、先ほど今時点修正も含めてなんですが、その更地の価格を出した時点が、昨年度の時点での更地価格を出しております。

それから1年経ってますので、時点修正を今回かけさせていただくということがまずあります。

変わるかどうかというのは今から鑑定の今の時点修正を出してみないとわからんですが、今はまだちょっとそこらのところは明確にはまだ答弁はできないんですが。それと、先ほどの減価修正の部分なんですが、やはり議員さんおっしゃるとおり解体費の部分を勘案しながら、この金額を出しております。

以上です。

○議長（上田 正君） 亀田企画振興課長。

○企画振興課長（亀田浩司君） モンベルのフレンドエリア負担金の御質問についてですけれども、これにつきましては、3月の全員協議会で県と愛媛県の方が予定しております「しまのわ2014」について御説明させていただいたと思っておりますが、その中で江田島市でメインイベントの一つとして、江田島市で、江田島アウトドアフェスティバルというようなイベントを計画しているということを御説明させていただいたと思っております。

それでその後ですね、県の方から、そちらのイベントの中で、こちらにありますアウトドアメーカー大手のモンベルさんが全国でやられている「SEA TO SUMMIT」というイベントを、この「しまのわ」のときに江田島でやってはどうかというようなお話をいただきまして、その内容の方は、今先ほど議員さんがおっしゃられましたが、カヌーとそれからサイクリング、それからトレッキング、登山ですね、これを組み合わせ合わせて三つの競技を1日で楽しんでいただくというようなイベントでございます。

そういうお話を県の方からいただきまして、江田島には海もございまして、山もございまして、またサイクリングも今力を入れておりますので、その「しまのわ」の中でやるにはちょうどいいんじゃないかということで、ぜひというふうなことで今話を進め

ております。

ただそれで26年度の本番にあたっては、財政的な支援も県の方からいただけるというふうに伺っているんですが、このイベントを誘致するに当たりまして、モンベルさんのフレンドエリアというものにですね、その地域が登録するということが条件になります。

そちら登録しますと、「SEA TO SUMMIT」というイベントをやるだけではなくて、そちらのモンベルさんの会員さん向けの会報とかですね、ホームページとかに情報をアップするといったようなものもつけ加わってきますので、その登録料については、市の方で負担いただけないかということで県から話がございまして、今回45万円お願いしているところでございます。

以上です。

○議長（上田 正君） 島津財政課長。

○財政課長（島津慎二君） この財政調整基金を4,800万強積み立てることによってですね、25年度末の見込みでは、33億3,000万ほどになる予定でございます。

以上。

○議長（上田 正君） 沼田産業部長。

○産業部長（沼田英士君） 観光協会への200万ほど追加の補助金ということを経前の全協で御説明させていただきましたけども、あれからいろいろ再考した結果ですね、新しい体制で今スタートしたばかりでございます。事業がまだスタートしてない段階でですね、すぐ支援というよりかですね、新しく事業を始めてですね、その状況を見ながらですね、市としても、不測の事態が発生すれば、また支援したいと思えます。

したがって、できればですね、9月補正ぐらいまではですね、あらかたの仕事が始まりますので、その時点でまた再考して、場合によっては、補正をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（上田 正君） 川地福祉保健部長。

○福祉保健部長（川地俊二君） ただ今の質問ですが、15ページの社会福祉費の報償金5万円ということだったと思うんですけども、これは講演会を開催するのではなくて、市の職員に対して研修をしていただく、その謝金でございます。

別に職員以外の市民対象ということは考えてません。

今回の場合は、公認会計士、社会保険労務士は、そういう身分、市の職員の身分で、監査、指導監査に行くのは、実際、社会福祉法人に行くときだけのことでございます。

それ以外、市の職員も会計とか労務管理のことについて勉強する必要がありますので、その部分について、市の方に来ていただいて指導していただくということで、その謝金を予定しておるというふうに解釈していただければと思います。

講演会をするんじゃなくて研修費として、実際来ていただいて、職員に対して研修していただく費用というふうに、その謝金だというふうに理解していただければと思います。

それと、1番下の220万の業務委託料、これはどういうことをするのかという御質問ですけれども、現在の子育て世代の保護者が、保育事業にどのようなことを望んでいるのかというニーズ調査、それをしまして、計画というふうに予定しておりますので、例えば今やっとする一時預かりとか延長保育の時間とか、そういうものをもっと延ばしてくれとかいうような要望とか、いうものを聞くためのニーズ調査というふうに御理解いただけたらと思います。

以上です。

○議長（上田 正君） 横手教育次長。

○教育次長（横手重男君） 17ページの校庭整備事業の件でございますけど、現在考えておるのは記念碑の移設とですね、校庭内にあります遊具の撤去等の額を計上させていただきます。

以上でございます。

○議長（上田 正君） 17番 山木議員。

○17番（山木信勝君） 大体わかりましたが、先ほどの観光協会の問題でありますかね。あれもまあ職員の方がしっかりしとりゃこういうことも起きなかったんじゃないと思うんですがね。職員の問題と言えね、この間もあれでしょうインターネットの問題もね、あるし、ほいで国保税やなんかでも間違いもあったしね。それやら見て見りゃ職員がガムを食いながらやりよるわけよね仕事を。

どうなっとなんですか市長こりゃほんまに、あれだけの人数のためにね、江田島市がものすごくどういいますか、悪いイメージを抱いとるですよ。

よそから、わしら議員仲間ね、電話かかってくるんですよ、新聞に載ればね。

市長もうちょっとしっかりせんにゃいけんのじゃないかと思うんじゃないか、どうですか。

○議長（上田 正君） 田中市長。

○市長（田中達美君） 確かに言われるとおりの部分があります。

最近も、きょうも冒頭の議案の中に、車の事故とか、そういったものもありますし、特に最近立て続けてですね、これは報告は、行政的なことなんで、議会などには報告はしておりませんが、役所の中の決め事として、職員の処分をこの最近でも何名かしております。

そういったことが続いたり、先ほどインターネットの話も出ましたが、ああいった職員もですね、処分をしております。

確かに、その規律とか職務の服務いうんですかね、服務について気が緩んどころがあるんじゃないかということは、私たちも実は実感しとるところがありまして、その都度、文書による厳重な注意とか口頭による注意をしておりますけども、一つにやっぱり庁舎がですね、言い訳になるかもわからないんですけど、なかなかやっぱり庁舎が分散しとるということも非常に目が行き届きにくいということもあります。

さまざまなことがありますけれども、やはり一人一人がやっぱり公務員、市民のための、市民から負託を受けて、市の市民の幸せのために働いとるんじゃないかというやっぱり気持ちをですね、持っていただくしかないんで、そういったことをですね、いろんな場

で職員にそういったことを伝えていくように思っております。

確かに、言われるとおりの、最近そういった事例がたくさんありますので、我々も、そのうち大きいなんか、もっと大きい何かがあるんじゃないかというような、一種の不安のような持っておりますけれども、とにかくしっかり目を見張ってですね、緊張感を持って、市政取り組んでいきたいと思っておりますので、議員の皆さん方にもまた遠慮なしに、こういった声があるどうか、こういったことがおかしいんじゃないかとかいうことがございましたら、遠慮することなく、我々に注意をしていただければと思いますので、今後ともひとつよろしくお願いいたします。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

19番 胡子議員。

○19番（胡子雅信君） 先ほど議決された江田島市子ども・子育て会議ということで、その計画書、どういうんですかね、15ページのところで子育て支援事業計画策定業務ということで220万円。

これは、今年度末にその事業計画書を策定されるという、ではなく、そのポイントと、今の子ども・子育て会議というのが公募が今こちらの規則見てましたら、公募による市民というのもありまして、いつのタイミングでこの子ども・子育て会議の委員の選定をされて、いつから活動、もちろん、この規則の中には、いま予算化してますその子ども・子育て支援事業計画に関するものが、調査審議になってますんで、いつのタイミングでその会議が開かれていくのか、あとは事業計画がいつを目途に目標に策定されるのか、その点教えてください。

○議長（上田 正君） 川地福祉保健部長。

○福祉保健部長（川地俊二君） 15ページにあります1番下にあります子ども・子育て支援事業計画策定業務委託料、これはニーズ調査の費用でございます。

そのあと計画書につきましては、来年度ということで債務負担行為をお願いしとるわけです。来年の10月までを目途に計画書を策定というふうなことになるっております。

ですから、会議の方をいつ予定かということですが、今から準備しますので、秋ぐらいまでには開催できるような形をとろうと考えております。

以上です。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 17 議案第 56 号

○議長（上田 正君） 日程第 17、議案第 56 号「平成 25 年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第 56 号「平成 25 年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）」でございます。

平成 25 年度江田島市の国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9 8 万 2, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 0 億 7, 3 9 8 万 2, 0 0 0 円とする。

第 2 項 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

内容につきましては、福祉保健部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） 川地福祉保健部長。

○福祉保健部長（川地俊二君） 議案第 56 号の平成 25 年度江田島市国民健康保険特別会計補正予算、第 1 号について説明いたします。

このたびの補正予算は、きょう専決処分の承認をいただきました国民健康保険税条例の一部改正により、システム改修が必要となったために増額補正するものでございます。

事項別明細書の 24、25 ページをお開きください。

まず初めに歳入でございます。

第 3 款国庫支出金、第 2 項国庫補助金、第 1 目財政調整交付金、第 2 節の特別調整交付金。これは国保システム改修費用として 9 8 万 2, 0 0 0 円の増額補正でございます。

続きまして、26、27 ページをお開きください。

歳出です。

第 1 款総務費、第 1 項総務管理費、第 1 目一般管理費の委託料として、国保システム改修事業費の 9 8 万 2, 0 0 0 円を増額補正をお願いするものでございます。

以上で説明終わります。

○議長（上田 正君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 18 議案第 57号

○議長(上田 正君) 日程第 18、議案第 57号「一般職の職員の給与の特例に関する条例案について」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長(田中達美君) ただいま上程されました議案第 57号「一般職の職員の給与の特例に関する条例案について」でございます。

平成 25 年 7 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間、一般職の職員の給料月額等を減額するため、条例を制定する必要がありますので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長(上田 正君) 土手総務部長。

○総務部長(土手三生君) 議案第 57号について説明いたします。

議案書 2 ページから 4 ページに制定条文を、5 ページに参考資料を添付いたしております。

初めに、主な内容を説明させていただき、その後、制定条文の説明をいたします。

議案書 5 ページ、参考資料をお願いいたします。

今回制定する条例は、一般職の職員の給与の特例に関する条例でございます。

1、制定の主な理由は、このたび国から地方公共団体に対しまして、地方公務員給与の減額要請が行われました。

そこで、江田島市でも、日本再生に向けて国と地方が一緒になって、その姿勢を国民の前に示そうという要請趣旨にかんがみまして、一般職につきまして、給料の減額を

行うこととしたものでございます。

(1) その内容といたしましては、平成24年度、本市のラスパイレス指数は、国が減額したことによりまして、103.6%になりました。減額しない場合がですね、95.7です。

そこで、この100を超えた部分の3.6%分を平均減額率でいたしまして、次のとおり、段階的に給料を減額するものでございます。

まず、ア、部長・課長級、これは6級以上ですが、5%の減額。

イ、課長補佐級、5級は4%の減額。

ウ、係長級以下、4級以下は3%の減額。

なお、管理職手当、期末勤勉手当につきましては、減額いたしません。

その他、給料減額に連動する手当、時間外勤務手当等は減額後の給料で計算いたします。

(2) 減額期間は、平成25年7月から平成26年3月までの9か月間です。

減額となる人件費は4,372万円です。

それでは、議案書の2ページをお願いいたします。

一般職の職員の給与の特例に関する条例案について説明いたします。

第1条で今回の趣旨。

第2条で減額期間と減額率及び給料減額が影響する手当等について定めております。

第3条、第4条につきましては、それぞれ特例期間中の読み替え規定をいたしております。

第5条、第6条は、水道事業職員と交通船事業事務職員につきましての適用を定めたものでございます。

第7条は、端数処理の定めでございます。

第8条は、期末勤勉手当については、減額前の給料で計算するとの定めでございます。

第9条は、第8条と同様に、退職手当につきましても減額前の給料で計算するという定めでございます。

附則といたしまして、この条例は、平成25年7月1日から施行するとしております。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番 片平議員。

○7番（片平 司君） お尋ねしますけどね、たぶんこの10年以上にわたってですね、公務員の賃金下がると思うんですけど、大体いくらぐらい年間で何十万円ぐらい下がりました、全部で。

○議長（上田 正君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） ここ10年間ぐらいのデータちょっと今持っております。

るので、申し訳ありません。

また後ほどお示しさせていただければと思いますが。

○議長（上田 正君） 7番 片平議員。

○7番（片平 司君） この賃金の引き下げはですね、正職員以外、いわゆる臨時がようけおりますよね。これにはどういうふうになるんですか。

○議長（上田 正君） 峰崎総務課長。

○総務課長（峰崎竜昌君） お答えします。

臨時及び嘱託員の給与については変更ございません。一般職の職員だけでございます。

以上です。

○議長（上田 正君） 7番 片平議員。

○7番（片平 司君） 市長にお尋ねしますがね、地方6団体でも今回、今年の1月の22日共同声明でですね、3項目あるんですけど。

1項目目ではですね、国家公務員の給与削減、支給措置に準じて地方公務員の給与の削減を求めるとともに、それを反映して地方交付税を削減したことは問題だと言えると言うとるんですね、地方6団体。

2項目目はですね、そもそも地方公務員の給与は、公平中立な知見を踏まえつつ、議会や住民の意思に基づき、地方が自主的に決定すべきものであり、国が地方公務員の給与削減を強制することは、地方自治の根幹にかかわる問題であると。ましてや地方交付税を国の政策目的を達成するための手段として用いる事は地方の固有財産という性格を否定するものであり、断じて行うべきではない。

3点目にですね、公務員の総人件費や給与適正化のあり方については、国・地方を通じた中長期的な行財政改革の中で考えるべきであり、今後、ラスパイレス指数のあり方を含め、給与と手当の総合的な比較を行い、早急に国と地方の協議の場等において十分協議することと、とこういう共同声明が発しとるんじやが、市長見解を一つ。

○議長（上田 正君） 田中市長。

○市長（田中達美君） これは、それぞれの地方6団体がですね、厳しく強く政府に対してですね、抗議を申し入れております。

全くそのとおりでですね、もともとは東日本大震災の3県に対する支援という意味で、国家公務員の給料を平成24年から25年にかけての2年間、返上すると。ちょっと金額総額はちょっと何十億だったかわかりませんが、するいう趣旨で始めたことなんですけども、そのことをですね、地方独自の財源である地方交付税とか、国もやっただから地方もやれというような、上からの押しつけについては猛反発しております。いろんな機会です、国に対して抗議文を送ったりしております。

当然、先ほど言われました三つの件については、地方独自の財源、また国がですね、地方の職員の給与等について口を挟むことなどは、地方自治の観点から言っても、全く的外れなことでありますので、そういったことについては、基本的には、もう国のすることというのは間違っると。

ただ、今回のことを見ますとですね、以前に自民党政権の終わりごろだったではな

いかと思いますけれども、ある大臣がですね、国に比べると地方自治体の借金しろはまだ全然あると、要するに国の方が地方自治体に比べたらはるかにたくさん歳入に対しての歳入に対する借金の額がですね、莫大差があると。

だから、その大臣の考えは、これからは要するに、地方にどんどん借金をさすというような、借金しろ、地方にいくらでもあるというようなことを言われて、そのときに地方自治体の方から猛反発がありました。

それぞれ自治体は合併、平成の大合併とかによりまして、江田島市もそうですけど、随分の職員の削減をし、経費の削減を図ってきております。

そういった努力をですね、認めずに、まだまだ地方のが借金しろがあるから、地方で借金しろと、国から出す銭は抑えるぞと、交付税なんかを抑えるぞというような事がかいま見えます。

そういったことについてはですね、地方自治体もこれからもですね、注意していかないとはですね、私らもふっとですね、一生懸命金を辛抱してですね、財政健全化に向けて取り組んだるわけなんですけど、そんなことするより金をつこうて借金して、にっちもさっちもいかんような状況の方がですね、国からこれ以上借金をしろというようなことには言われんすむんじゃないかというようなこう、ふっとそういうことに走りたいねというようなことも実はあるわけなんです、そういったことは国のこれからの長期のですね、施策のやり方いうんですか、そういったものを見ながらですね、見ていく必要があるんじゃないかと思っておりますけども、いずれにしても今回のことについては、地方側からいいますと、全く地方の権限いうんですか、独立した地方の行政の権限をですね、無視した上から手をつっこむような形でおろしておりますんで、このことについては、特に、共産党さんなんかを先頭に立ってですね、やかましいと反対じゃとけしからんというようにいってますので、そのことについては、今後もどんどん共産党さんもですね、言い続けていただければと思います。

以上です。

○議長（上田 正君） 15番 山本一也議員。

○15番（山本一也君） 市長が職員の資質の低下について気づけば言うてくださいうことで、一言言わせていただきますが、私は今市長の答弁、気持ちはようわかるんですよ。

じゃけどね、やっぱり今、どういう状況か。

要は地方分権、ゆくゆくは道州制ですよ。地方が自立できる土台をつくらんにゃならん今時期なんですよ。

そして、職員の資質の低下というのは、今、あと資料がありませんからいうことでしたが、私は長年、江田島市の職員が、合併をしてからこちらというのは22市町ですかね、その中でずっと職員の給与の水準ですよ、それを言うたら、ずっと15番、16番。だんだん下がってきよるんです。市政をひいとるところでずっと一番下なんです。

さっき改正をして、改正をする前は103%、それはよそが下げたから、下げてそうなるとるん。ね、ほいでうちも下げたら今度ますますまた下がるんです。

そういう中で、職員が士気が上がるかということなんです。

今は片平議員も言いよりましたけど、そうしたところ考えると、やっぱり給料が下がりゃ、これから大変なまちづくりで、大変、どういうんですかね、優秀な人材を採用せんにゃならん時期がきとるのに、よその自治体と格差があるところでいい人材が採用できるかということなんです。

要は、今のうちに多少なり借金でもしてでも、このまちを、市長しょっちゅう言われるんですよ、20年でも30年でも続くような、本当に住んでよかつたいうまちをつくろうという思いを目指しとるのに、何かきょうらのところでも本来なら私はこのことについて反対討論しようか思いよったんですが、何かいつのまにやら職員の方も、地方自治の本旨、本旨いうんですか本分を我々議会議員も執行部も職員も、地方自治が何をせんやならんのかということが、だんだん忘れてきよるんじゃないんか。

北海道、あのどういうんですか、補助金でしか、地方交付税ででしか食べていけん北海道ですら今こういうことはやりよらんのですよ。

要は、地方交付税のあり方の問題でも、本来は市長が言うたように、各地方自治体の首長が猛反発しよるわけです。

ね、本来交付税っていうのは、我々地方が集めた税金を地方に一たん納めて、そして公平的に分配するのが地方交付税のあり方の問題でしょう。

それを今の政権政党が、どうなんですかね、自分らが思うようにするために、公務員の給与まで下げ、そうせんにゃ交付税の率を下げるぞというて脅しをかけてきとるわけです。

その脅しに負けりゃ、いつまでたっても今度は地方分権道州制になったときには、一発もないつぶされますよ。

もう少しやっぱり、職員との意見をしながら、どうなんか、やっぱり我々もそうなんで、我々は今、活性化いう形で猛勉強しよります。

執行部の方も、どうしたら地方が生き延びられるんか、ただ金を貯めりゃ残るものじゃないんです。

今借金してでも、次世代、三世代のところにも間に合うような政策をとってこんにゃならんのです。

そこらのところを、職員の質の向上というところでも役立てていただきたいと思えます。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

5番 山本秀男議員。

○5番（山本秀男君） 市長も苦渋の選択ではなかったかと思うんですが、ラスパイレス指数が103.6と。国の平均が3.6平均ということで、国が下げたためにこうなったんですが、本市においても、段階によったら、ラスが随分低いところもあるかと思うんです。

それで分類的に部長、課長級を5、4、3としておるわけですが、1番ラスの低いウの段階が、3%が、これが適当かどうかという、公平性かどうかというところをちょっと私も疑問に思うわけですが、いろいろ議論されて、この数字を出されたんだろうと

思うんですが、ここらあたりをお尋ねしたいんと、それと先般から、手当のことで、通勤手当、あるいは管理職手当ですが、通勤手当もこの際で、この際ですから、通勤手当もどうかと、一時的ではありますが、ここらのお考えはなかったんですか。

あるいは通勤手当は、今回はいけなかったいけないというようなことがあったんかどうか、お願いいたします。

○議長（上田 正君） 峰崎総務課長。

○総務課長（峰崎竜昌君） まず、課長・部長級が5%、課長補佐が4%、係長級よりも下が3%というふうに決めたのはですね、やはり上のものからですね、負担を多くしていこうと。国の方もですね、そういうふうに上から順に応じて段階つけておりますもので、本市の方でもそうさせていただきました。

それで5.4.3で割り振れば、大体、ここにありますように超えておる大体3.6%の削減になるということで、そういうふうに決めさせていただきました。

あともう一つ、通勤手当についてはですね、これは費用弁償的なところがありますので、船賃に合わせて、あるいは交通費に合わせていくものですので、この通勤手当については特に減額を考えておりません。

以上です。

○議長（上田 正君） 5番 山本秀男議員。

○5番（山本秀男君） 私が言うのは通勤手当、市外から通われておる方をね、この際、一回試しにいう形はどうかという思いです。

○議長（上田 正君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 今回のですね、給与の引き下げの分につきましては、国からの要請分につきましては、給料の部分についての引き下げということです。

今回の、そういった形で、給与に連動させたものとしたしましては、時間外勤務手当とかですね、地域手当、それから休日勤務手当、そういった給料に連動する分の手当については、給料の基本で引き下げということで、そういった要請はございます。

先ほど通勤手当のお話が出たんですが、そのぶんにつきましては、今回の部分にはそういった要請には入っておりませんこともありますし、先ほど、総務課長申し上げたように、手当の部分、手当でも通勤手当とかいうのは費用弁償的なものということで、別個の制度、制度いうか、こう中で考えていかないといけない問題じゃないかと考えております。

以上です。

○議長（上田 正君） 15番 山本一也議員。

○15番（山本一也君） 今、説明のところですね、他市がいうことで、他市と比べてと言われたですよね。比べるのは結構なんですよ。ほいじゃ、管理職手当、管理職手当、他市も削っとるんですよ。削ったところがあるんですよ。

要は、弱いものいじめじゃなしに、ね、給与の格差あるわけでしょう。年功序列、役職で。

そして、1番下げられたら困るのはやっぱり低い人が、なんぼ3%じゃいうても、大きな足かせになるんですよ。

これを半年も、何か月ですか、9か月、ね、それを、そこまでしいたげるよりか役職手当を少しへして、そのふえた分だけ期間を短くした方が、私はこの島の経済効果にもかかわる問題じゃし、やっぱりただへしやええもんじゃないんです。

この島の経済効果、この島で市役所1番大企業なんですよ。そこの経済効果下げたら、ますます寂れたまちになるんですよ。そこらも考慮してくださいよ。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

7番 片平議員。

○7番（片平 司君） 議案第57号に反対の立場から、討論を行います。

地方公務員給与の削減を前提に地方交付税を一律削減したことについて前代未聞のやり方であり、断じて許せない。

医療、介護、保育、教育などあらゆる分野で住民生活を支え、被災地でも懸命に奮闘する地方公務員の生計費を乱暴に削るのは間違いであり、政府が唱えるデフレ不況脱却にも逆行いたします。

第1は、国民全体の所得の低下、内需の縮小、不況の悪循環を加速する引き金を引くという問題です。

国家公務員の給与の削減・地方公務員の給与の削減は、独立行政法人の職員など約600万人の給与に波及し、そして民間賃金にも影響を及ぼすものになってきます。

その結果、公務員と民間の賃下げ競争をもたらし、内需をさらに縮小させ、デフレの悪化を招く。そして、経済を悪化させ、財政破綻もひどくする道です。

また、給与の引き下げによる税収減が消費税増税の地ならしと位置づけられていることは非常に重大だと思います。

労働者全体の賃下げを進めた上に、消費税大增税で実質所得を奪えば、暮らしも経済もめちゃくちゃになります。

第2は、二重の意味で憲法に違反しているということです。

国家公務員の労働基本権が憲法の定め反して制約されていること、そのもとで代償措置としてつくられた人事院勧告制度さえ無視したものです。

さらに、地方交付税を削減し、批判をかわすため、名称を元氣臨時交付金として別交付金でとどめをさすやり方は、二重の意味で憲法に違反しており、労働者の人権が幾重にもじゅうりんされることは許しがたいし、いまなすべきは、全国民の全面的な労働基本権の回復にこそあります。

第3は、この法案が、民主、自民、公明の密室談合による議員立法として持ち出され、総務委員会でのまともな審議もなく強行されたという問題です。

政府提出の法律を、ともかくも労働者の意見も聞いた上で通したというものでもなく、3党だけで議員立法という形で突然国会の持ち込み、労働組合の代表の意見もまったく聞かず、まともな審議もなく強行した。

内容だけではなく、形式のうえでも、絶対に許せない民主主義破壊の暴挙であります。暮らしと経済を破壊し、憲法に背き、手続き上も民主主義を壊す、幾重にも道理のない暴挙です。

このことは、地方6団体をはじめ、各自治体の側が猛反発したのも理解できます。

今政府自身が、賃下げを促進し、デフレ不況を加速させるような政策は絶対にとるべきではありません。

公務員賃金の引き下げは、それだけで1兆2,000億円ものマイナスの経済効果となります。

そして何よりも、民間賃金の引き下げに連動します。

また、生活保護基準の切り下げは、最低賃金の抑制・引き下げに連動します。

人間らしい暮らしを保障するルールをつくってこそ、本当に強い経済になります。

欧米の経済も大きな危機に直面し、アメリカもEUも低成長で、厳しい状況が続いています。

しかし、長期にわたって国民の所得が減り続け、経済が停滞・後退する、こんなことが起きているのは、先進国の中でも日本だけです。

今回の給与削減は、国の勝手な目標値を掲げた要請でもある。

目標値に基づいた交付税額の設定は、国が地方をコントロールする地方交付税の補助金化に等しい。

地方交付税は、法律で、その用途を制限してはならないと規定されている地方固有の財源であって、国が用途を決めている補助金ではない。

法改正は、地方自治を絵空事にするものである。

また、現行の地方公務員の給与は、人事委員会勧告を踏まえつつ、労使の自主的な交渉・協議のもとで、条例・規則によって定めるものであります。

以上をもって、反対討論とします。

以上です。

○議長（上田 正君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

これで討論を終わります。

これから、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第58号

○議長（上田 正君） 日程第19、議案第58号「特別職の職員等の給与の特例に関する条例案について」を、議題とします。

この際、議案の朗読は省略いたします。

直ちに、提出者から提案理由の説明を求めます。

田中市長。

○市長（田中達美君） ただいま上程されました議案第58号「特別職の職員等の給与の特例に関する条例案について」でございます。

平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間、特別職の職員等の給料月額を減額するため、現行条例の全部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、総務部長をして説明申し上げます。

よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 議案第58号について説明いたします。

議案書7ページと8ページに制定条文を、9ページに参考資料を添付いたしております。

初めに、主な内容を説明させていただき、その後、制定条文の説明をいたします。

議案書9ページ、参考資料をお願いいたします。

今回、制定する条例は、特別職の職員等の給与の特例に関する条例でございます。

1、改正の主な理由は、先ほど御説明申し上げましたように、一般職の減額理由と同様で、特別職についても給与減額を行うものでございます。

（1）その内容といたしましては、市長は7%の減額、副市長と教育長は6%の減額とするものでございます。

なお、期末手当につきましては減額いたしません。

減額期間は、一般職と同じで、平成25年7月から平成26年3月までの9か月間です。

減額となる人件費は112万8,000円でございます。

それでは、議案書7ページをお願いいたします。

特別職の職員等の給与の特例に関する条例案について説明いたします。

第1条で、趣旨。

第2条で、減額の期間と減額率を定めています。

第3条は、端数処理の定めをしております。

第4条は、期末手当については、減額前の旧給料で計算すると定めております。

8ページをお願いいたします。

第5条は、第4条と同様、退職手当に関しましては、減額前の給料で計算するということにいたしております。

附則といたしまして、この条例は平成25年7月1日から施行するにいたしております。

以上で説明を終わります。

○議長（上田 正君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

19番 胡子議員。

○19番（胡子雅信君） こちらの減額率なんですけども、先ほど一般職の職員の給与がラスパイレス100%にするために平均3.6、そして部長・課長級が5%、課長補佐4%、係長以下が3%。

この今回のこの副市長・教育長が6%、市長が7%というのは、3.4.5.6.7ということで、単純にそれでやっているのか、もしくはその根拠、どういう根拠でパーセンテージみているのか、そこちょっと教えていただきたいなと思います。

○議長（上田 正君） 土手総務部長。

○総務部長（土手三生君） 若干補足説明させていただきます。

先ほどの説明、一般職の部分を含めてですね、今回の国からの要請はですね、例の東日本の大震災への復興財源を、それぞれのみinnで、復興に役立てるように財源を出しましょうということがまず基本的な考え方でございました。

そうした中で、それぞれの各自治体がですね、いろいろその自治体の状況に応じて考えてきました。

その中でですね、江田島市の場合は、先ほど総務課長の方から説明がございましたが、職員は5%、4%、3%というようなパーセントで出しております。

これは先ほど山本議員さんの方からお話がいったように、職員のそれぞれのラスパイレス指数もですね、職員の級によってそれぞれ、どういうんですか、率が違ってきております。

そういった傾向の中で、若干4級以下の職員につきましては、ラスが低いことで、5%、4%、3%というようなパーセントの差をつけております。

ちなみに、隣の呉市さんなんかは、みんなで負担していきましようというような考え方の中で、一律3%、全職員3%というような考え方も出されております。

うちの場合は今のラスパイレス指数とかそこらの部分の職員の階層とかなんかの部分を含めまして、検討いたしました結果、5.4.3というような数字を出しております。

特別職につきましても、そこらの職員の部分も含めまして、総合的に判断する中で、市長が7%、副市長・教育長につきましては6%というような数字を出させていただきました。

以上です。

○議長（上田 正君） 6番 大石議員。

○6番（大石秀昭君） 市長さんも副市長さんも非常に減額になってもこうようにへらされるんならわしゃ江田島のこととはしらんよいうて言われるかもわからんが、今これだけ差額の金額はへされたところで、今後江田島をどのようにしてもらえるのか、言うてもらえませんか。

○議長（上田 正君） 田中市長。

○市長（田中達美君） どういう今後どうしてもらおうかというのはどういった内容のこと意味なんか、ちょっともう一回説明すいませんがしていただけないでしょうか。

○議長（上田 正君） 6番 大石議員。

○6番（大石秀昭君） 市長さんが今後江田島市をどのように指導し引っ張っていか

れるのか、それを教えてください。

○議長（上田 正君） 田中市長。

○市長（田中達美君） じゃ給料がへすんじゃないけど、しっかり仕事をするんかしないんかいうようなことでしょうか。

もちろんこれは正直に言いますと、職員も私らも給料下げるのは苦しいんです。また、我々もそりゃ下がるより上がった方がいいのはそうなんです。

多分議員の皆さんもそうだと思いますけども、ただ、今回の場合はそういう先ほどから説明しますように、東日本大震災がありまして、国会でですね、これだけ被災地の人が苦しんだのに、国会議員は、あんたらは給料下げんのかということから始まってですね、総理なんかは20%下げております。総務大臣なんかは20%下がるとるんですよ。

それで今そういう強い批判があつてですね、まず国会議員から下げようやということまで下げて、それから、順次地方へ広がっていったわけなんですけども、どなたもですね、下げるより下らんほうがいいんですけども、そのことで、全国のどの首長さんも議員さんもそうです、さっきでも言ったように議会でも下げるとこもあります。

この安芸郡なんかは、少しですけれども議員さんもカットしようと、痛みを同じように分けようということで、この安芸郡の町会議員さんでも下げましたよ。

ですが、下らんほうがそりゃ一番ええなんですけど、ただ下がったから下らんからということですね、仕事に対する情熱とか意欲とかいうものは、私は下がることはないと思います。

それが例えば極端に半分になったとか、というような、極端なことになれば、それはやっぱり仕事に対する意欲が落ちるかもわかりませんが、それは世の中よくしたもので、まあまあこれならといういわゆるまあまあこれならという数字を大体出してきていますので、そのことで、先ほどからおしかりを受けよるわけなんです、職員の士気が下がるんじゃないとか、いろいろおしかりを受けますけれども、決して我々もこのことが楽しいこととかうれしいことじゃないんですけれども、やはり東日本大震災の被災者のことを思いますと、ある意味みんな、痛みを分かちあおうやという趣旨から発展しておりますので、そのところは我慢していただきたいというふうに考えております。

また、これは全国の自治体で相当扱い方が違っております。それぞれの自治体で独自の対応しております。

たまたま江田島市は今回こういう形になりますけれども、県内でも、府中市はしませんということで、府中市は給料を下げてません。

福山市は9月まで待ちますと。福山市の待ちますという理由は、9月になりますと、今年度の交付税が8月に配分されます。その交付税の配分された金額を見て、それで決めましょうと。そのかわり今度9月の議会にかけますので、半年、6か月でその額を下げましょうということですから、短い期間でたくさんの、1か月の金額のたくさんの分を下げる形になります。

江田島市は、ただ9か月で下げましょうという形なんで、それぞれがありますけれども、そのことで決してどの自治体もですね、そういう仕事に対する意欲が減退すると

かいうことはありませんので、そのことは、どうぞ御心配ないように、我々一生懸命頑張っていきますので、よろしく願いいたします。

○議長（上田 正君） 6番 大石議員。

○6番（大石秀昭君） 今市長さんの答弁を聞いて私も安心しました。

どうか、これから住みよい明るいまちづくりのために、江田島市のために尽くしてください。お願いいたします。

○議長（上田 正君） 15番 山本一也議員。

○15番（山本一也君） 市長の人の良さに本当に頭が下がる思いですが、なんぼ東日本の復興にいう思いを持つとっても、中央の役人はそがいなことこれっぽっちも考えておらんでしょう。

今回の復興庁の参事官の問題、水野さんの問題、私も長年ずっと時限立法継続してもらうために、いろいろあつた人らに話しをしに行ったりしましたが、真摯に受けとめてくれるのと、ただ学問だけ身につけて人間がわからない。

人間がわからない塊が私は地方省庁の役人じゃろうと思ひます。

人のいいのもほどほどにして、やっぱりこれほど地方自治体をないがしろにされるような状況の中では、やっぱり人のいいのもいいんですが、そこらをひとつ抑えて、やっぱり、まちの困りごととは困りごと、市民を泣かしちゃなんらんという思いで、この職員さんが給料下げることにおいて、職員さんだけじゃないんですよ。へたをしたら、地方の企業者が皆職員が下げたんじゃけえうちの会社も下げるよということになってきたら、経済効果どんなことになるのか。ましてや今、アベノミクスですか、10年先には150万云々くんぬん、150万全部会社の方がストップしたら国民はいつ首をつって死のうかいう計算しかできんようになるんですよ。

そこらのところを、まちづくりに生かしてください。

○議長（上田 正君） 田中市長。

○市長（田中達美君） これは世の中全体の話し、議論いうんですか、先ほども反対討論の中で、公務員の給料を下げると民間も下げるといってお話がありました。

私は決してそうじゃないと思います。

民間企業というのは会社の業績でですね、会社の業績が上がれば臨時のボーナス出したり、給料上げたり下げたり、業績下がれば給料下げます。

決して公務員が上げたから公務員が下げたから民間、ほいじゃ民間の給料が上がり下がりするとかいう話では私はないと思います。

ただし、民間は業績がはっきり出ますんで、業績によって給料の上げ下げとかいうようなことで待遇の改善がありますけれども、地方自治体の場合には、非常に判断が難しいので、民間企業の右ならえで、いわゆる国の人事院から勧告があつて、人事院が調査して上げなさい下げなさいというのが出てくるのが一般的なんで、確かに、社会の気持ちとしては公務員の給料下げるといふのは、公務員も民間もそうですけど、下げるということについては、非常に暗いイメージがあつて、消費を衰退さすということはそりゃ間違いないあると思いますけれども、何度も言いますように、ここは、みんな、辛抱して、それだけの金が間違いなしに東日本大震災の被災地の方へ、理屈は別として、間違いな

しにそれだけの金は向こうへわたるとるわけなんで、ここはみんなで我慢しましょうやという話なんで、私は、やむを得なかったというように、趣旨から言いますと、6団体が反対しておりますよ。

地方の権限とか地方の独立性からいうと決していいことじゃないですけども、まず、東日本大震災の復興のためということで、あえて我慢するしかないのうというようなことにしております。

また、うちの江田島市の職員もですね、確かに下げることについて下げられることについては、決して楽しい話じゃありませんけれども、そのことで職員の仕事の意欲がですね、落ちるとか、やる気が薄れるというような職員じゃったら私はやめていただきたいというように思います。

もしそういった職員がおりましたら、私に言ってもらえば、私はやめていただきたいというように感じております。

人の心の痛みの分からないようなものですね、行政マンの中におってですね、ただお金だけで仕事をするんでしたら、決してそれは楽しい、その人のためにもよくないし、そういったことがあればですね、私はやめていただいても結構だというように思いますので、これからもですね、市民の心の痛みわかるそういったことができる職員をですね、育てていていただきたいというように思っております。

以上です。

○議長（上田 正君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、直ちに採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

閉 会

○議長（上田 正君） 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。

これで平成25年第2回江田島市議会定例会を閉会いたします。

（閉会 15時06分）